

松島町障がい者計画 (第3期)

平成30年3月

松島町

松 島 町
障がい者計画（第 3 期）

平成 30 年 3 月
松 島 町

「障がい」及び「障害」の表記について

本計画では、「障がい」及び「障害」の表記について、下記の通りとします。

- 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。
- 「法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称」や「組織名」、「事業等の固有名称」等についてはそのまま表記します。

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の概要	1
2. 障がい者関連法令・制度の動向	3
3. 関連計画の概要	6
第2章 障がい者を取り巻く状況	8
1. 人口・世帯	8
2. 障がい者手帳等の所持者数	9
3. アンケート調査の結果概要	14
第3章 第2期計画の評価と課題の整理	18
1. 第2期計画の評価	18
2. 課題の整理	22
第4章 計画の基本的な考え方	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標	25
3. 基本的な視点	26
4. 重点的な取り組み	27
第5章 施策の展開	30
主要施策1. 相互理解の促進	33
1-1 障がい者・児への理解の促進	34
1-2 福祉ボランティアの参加機会の拡大	34
主要施策2. 人権・権利擁護の推進	35
2-1 権利擁護の支援	36
2-2 障がい者虐待の防止	36
2-3 差別解消に向けた啓発	37
主要施策3. きめ細かな生活支援の充実	38
3-1 相談支援体制の強化	39
3-2 利用者本位のサービス提供の推進	39
3-3 ボランティア活動の促進	40
3-4 家族等に対する支援の充実	40
3-5 障がい児支援の充実	41
主要施策4. 保健・医療の充実と連携強化	42
4-1 疾病・事故等の予防	43
4-2 発達支援・療育体制の充実	43
4-3 医療体制の充実	44

4-4	精神保健の推進	44
主要施策 5.	安全・安心な生活環境づくり	45
5-1	暮らしやすい住環境の整備	46
5-2	移動手段の確保	46
5-3	防災対策の推進	47
5-4	防犯・交通安全対策の推進	47
主要施策 6.	多様なニーズに応じたきめ細かな教育の充実	48
6-1	相談支援・就学指導体制の充実	49
6-2	障がい児保育・教育の充実	49
6-3	特別支援教育の充実	50
主要施策 7.	雇用・就労・経済的自立の支援	51
7-1	雇用促進と就労支援の充実	52
7-2	多様な就労の場の確保	52
主要施策 8.	社会参加の促進	53
8-1	社会参加機会の拡充	54
8-2	情報・コミュニケーション支援の充実	54
8-3	外出・移動支援の充実	55

資 料 編

1	アンケート調査の設問および集計結果	56
2	松島町障害福祉自立支援推進委員会設置要綱	69
3	松島町障害福祉自立支援推進委員会委員名簿	71
4	用語集	72

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画の概要

(1) 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置付けられ、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに市町村の現状を踏まえて策定するものです。

松島町では、現在、平成 25 年度から平成 29 年度を計画期間とした「第 2 期松島町障がい者計画」を策定しており、今年度、計画の最終年度を迎えることから、「第 2 期松島町障がい者計画」の評価・見直しを行い、新たに「第 3 期松島町障がい者計画」を策定するものです。

なお、本町の上位計画である「松島町長期総合計画」や宮城県の「改正みやぎ障害者プラン」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ることとします。

(2) 計画期間

本計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間を計画期間とします。ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中에서도見直しを行うこととします。

なお、松島町第 3 期障がい者計画を 6 年間の計画とすることにより、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」(3 か年計画)との策定期間を合わせ、整合性を図ることとしました。

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
国	第 4 次障害者基本計画	H30 年度～H34 年度					
県	第 5 期宮城県障害福祉計画	H30 年度～H32 年度					
	みやぎ障害者プラン	H30 年度～H35 年度					
町	松島町長期総合計画	H28 年度～H37 年度					
	第 3 期障がい者計画	H30 年度～H35 年度					
	第 5 期障がい福祉計画	H30 年度～H32 年度					
	第 1 期障がい児福祉計画	H30 年度～H32 年度					

(3) 計画の推進体制

計画の着実な実行を推進するため、進捗状況の確認を行うとともに、庁内関係各課はもとより、関係機関や各種団体との連携を強化します。

①松島町障害福祉自立支援推進委員会

障がい者施策における課題や取り組み状況について確認・検討する組織として「松島町障害福祉自立支援推進委員会」を設置し、定期的に計画の進捗状況の点検・評価を行うこととします。

②庁内連携体制の強化

本計画は、保健・教育・防災など関連する各種個別計画の担当課と連携しながら推進します。

また、定期的に計画に対する取り組み状況とその成果を確認しながら、より効果の高い取り組みへとつなげます。

③関係機関・ボランティア団体等との連携強化

宮城東部地域自立支援協議会などの関係機関及び町内のボランティア団体との連携強化を図り、それぞれの役割を担い、相互に協力し合いながら推進していきます。

④計画の周知と啓発

本計画の内容について、概要版及び広報誌等での周知を図るとともに、一人一人が福祉の担い手であることの意識啓発を行い、地域ぐるみでの支え合いを推進します。

(4) 計画の対象

本計画の対象となる障がいのある人とは、障害者基本法に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能に障害のある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とします。

2. 障がい者関連法令・制度の動向

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

我が国では、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に批准し、同年 2 月より効力が生じています。

条約では、第 1 条において「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的として定め、第 2 条では、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮¹」と定義し、第 5 条で、締結国に対し、「障害に基づくあらゆる差別を禁止すること」や、「合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置」を求めています。

国が平成 29 年度に策定している「障害者基本計画（第 4 次）」は、条約との整合性を確保するものとなっています。

(2) 障害者基本法の改正

国は、平成 23 年 7 月、「障害者権利条約」における考え方にあわせ、障がいの有無にかかわらず等しく基本的な人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念の通り、障害者基本法の一部を改正し、同年 8 月に施行されました。

改正では、障がい者の定義を見直したほか、障がい者や障がい児が可能な限りその身近な場所において、医療、介護やリハビリテーション、療育等の支援を受けられるよう必要な施策を行うこと、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図ること、障がい者の家族が互いに支え合うための活動の支援を適切に行うこと、災害時の安全確保のために必要な情報提供を行うこと、障がい者の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を行うことなどが追加されています。

(3) 障害者総合支援法の改正

平成 25 年 4 月、これまでの「障害者自立支援法」を見直し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改称されたほか、障がい者の範囲への難病の追加、「障害程度区分」から「障害支援区分」への変更等が行われています。

平成 28 年 5 月には、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するた

¹ 合理的配慮：障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除き、教育や就業、社会活動等において平等に参加できるよう、状況に応じて行われる配慮で、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

めの支援の拡充等を目的とした改正が行われ、平成 30 年 4 月から施行されます。

■平成 28 年改正の主な内容

項目	主な内容
1 障がい者の望む地域生活の支援	○自立生活援助の創設 ○就労定着支援の創設 ○重度訪問介護の訪問先の拡大 ○高齢障がい者の介護保険サービスへの円滑な利用
2 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応	○居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設 ○保育所等訪問支援の支援対象の拡大 ○医療的ケアを要する障がい児に対する支援※ ○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定)
3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備	○補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加) ○障害福祉サービス等の情報公表制度の創設 ○自治体による調査事務・審査事務の効率化

※は平成 28 年 6 月の公布時に施行

(4) 障害者虐待防止法の制定

深刻化している家庭や施設での障がい者に対する虐待を防ぐことを目的とした「障害者虐待防止法」が平成 24 年 10 月から施行されています。

同法では、家庭や施設などで障がい者に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体の職員が自宅に立ち入ることを認めることや、自治体が虐待に関する相談窓口を整備することを義務付けることなどが盛り込まれています。

(5) 障害者差別解消法の制定

「障害者権利条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定されました。

(6) 発達障害者支援法の改正

平成 17 年の発達障害者支援法の制定から約 10 年が経過し、その間、障害者基本法の改正(平成 23 年)をはじめ、各法制度において発達障がい者が位置付けられてきています。

平成 28 年 5 月には、今後、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われ、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援を推進しています。

(7) 障害者雇用促進法の改正

平成 25 年に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）が平成 28 年 4 月から施行され、雇用分野における障がい者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わることとなります。

(8) 地域共生型社会の実現

「地域共生型社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現が盛り込まれ、平成 29 年 2 月には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部により「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」が示されています。

3. 関連計画の概要

(1) 松島町長期総合計画

松島町のまちづくりにおける最上位計画として、平成28年3月に「松島町長期総合計画」が策定されました。計画では、「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」を将来像とし、その実現に向けた3つの重点戦略と6つの基本目標を設定しています。

その中で、障がい者福祉が目指すべき方向を「障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指す」とし、障がい者・児福祉事業の推進や公共施設等のバリアフリー整備を主要施策に掲げています。

■障がい者福祉施策の目指すべき方向

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指す

障がいのある方が地域において、日常生活、社会生活を安心して営むことができるよう、社会進出の機会の増進、相談支援体制の充実など、様々な福祉事業を推進するとともに、公共施設等のバリアフリー化など、誰もが利用しやすい施設整備に努める。

■主要施策・目標

No.	施策名	施策概要	目標			
	担当課		推進主体	目標・指標名	現状 (H26)	目標 (H32)
1	障がい者(児)福祉事業の推進	・障害者総合支援法、児童福祉法に基づく各種福祉サービス、相談事業の推進 ・障がいのある方の外出の機会を確保するためのタクシー利用券・燃料費利用共通券の助成	相談支援利用者数(年)	89人	120人	120人
			タクシー利用券・燃料費利用共通券の利用率	89%	91%	93%
	町民福祉課	国、県、町				
2	公共施設等のバリアフリー整備	・障がいのある方の利用等に配慮した公共施設等のバリアフリー化推進	バリアフリー化の推進	バリアフリー化の整備検討	バリアフリー化の整備検討	
			住民満足度(福祉サービス)	17.6%	30%以上	
	該当課	国、県、町				

(2) みやぎ障害者プラン

宮城県では、平成 29 年度で最終年度を迎える「みやぎ障害者プラン」を見直し、平成 30 年度を初年度とした「改正みやぎ障害者プラン」を作成しています。プランでは、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」を基本理念とし、理念に掲げる地域社会づくりに向けて、「障害を理由とする差別の解消」、「雇用・就労等の促進による経済的自立」、「自ら望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」に重点的に取り組むこととしています。

■みやぎ障害者プラン見直し（中間案）の骨子

【基本理念】

だれもが生きがいを実感しながら、
共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり

【体系イメージ】★：重点施策 ○：各論における施策の方向性



【重点施策】

1	障害を理由とする差別の解消
	(1) 行政機関等における配慮
	(2) 普及啓発・広報活動の推進
	(3) 相談体制の整備
2	雇用・就労等の促進による経済的自立
	(1) 安定した雇用の確保
	(2) 就労支援施設等の経営力向上等を通じた工賃向上
	(3) 職業訓練・職業能力の開発
	(4) 多様な就業機会の創出
3	自ら望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成
	(1) 介護人材の確保・育成
	(2) 住まい・支援拠点の整備等
	(3) サービスの質の確保・向上等

資料：「みやぎ障害者プラン（中間案）」

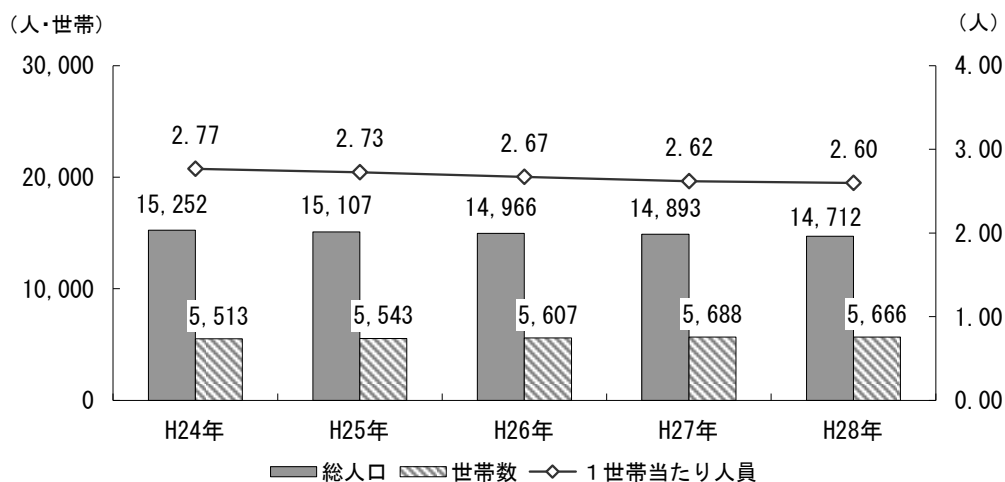
第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 人口・世帯

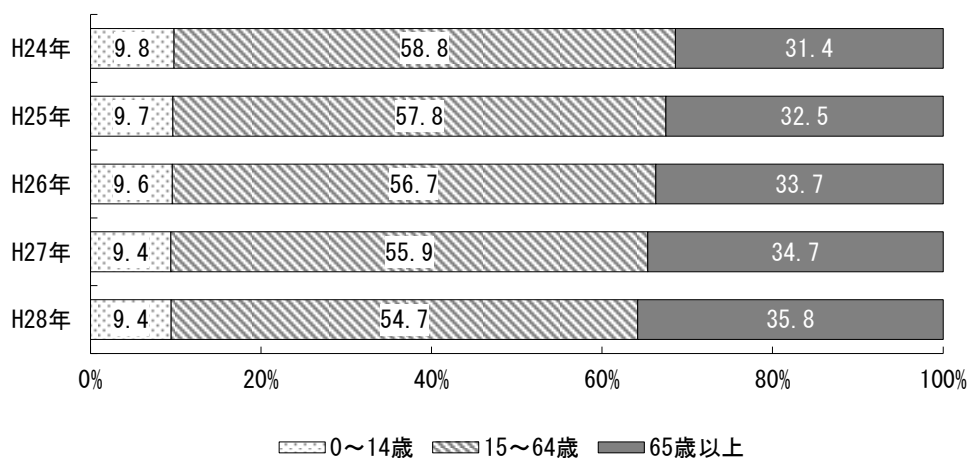
松島町の人口は減少傾向にあり、平成24年から平成28年までの4年間で540人(3.5%)の減少となっています。年齢3区分別人口の割合を見ると、特に15歳から64歳の生産年齢人口の割合が減少し、65歳以上の高齢者人口割合が増加しており、高齢化が進行している状況にあります。

世帯数は増加傾向にありましたが、平成27年をピークに減少に転じています。1世帯当たり人員は減少し続けており、核家族化の進展や一人暮らし世帯の増加がうかがえます。

図表-1 人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移



図表-2 年齢3区分別人口割合の推移



資料：町民福祉課（各年10月1日現在）

2. 障がい者手帳等の所持者数

(1) 身体障がい者

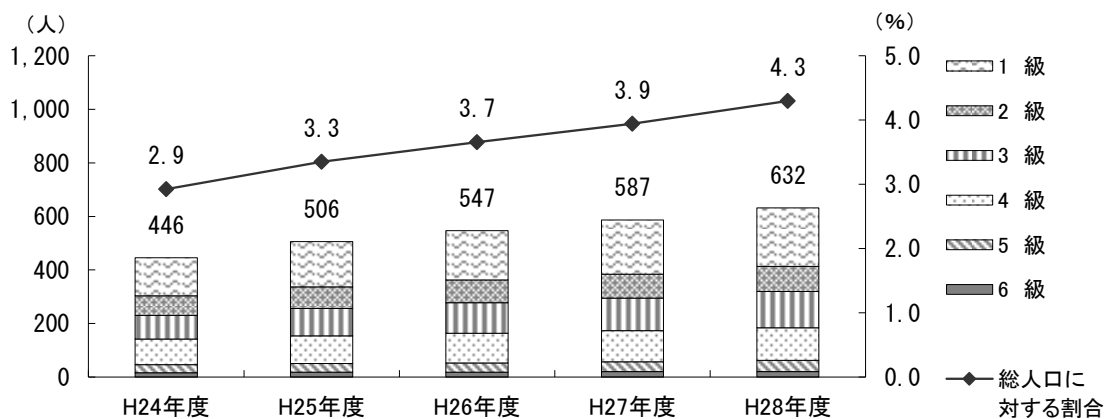
松島町における身体障害者手帳所持者数は、平成24年度から5年間で186人(41.7%)増加し、平成28年度で632人となっています。特に65歳以上の所持者数の増加が顕著となっています。

総人口に対する割合も、平成24年度の2.9%から平成28年度には4.3%まで上昇しています。

等級別にみると、「1級」が最も多く、全体の3割以上を占めています。

障がいの種類別にみると、特に「肢体不自由」及び「内部障がい」が大きく増加しており、全体に占める割合も9割近くとなっています。

図表-3 身体障害者手帳所持者数及び割合の推移

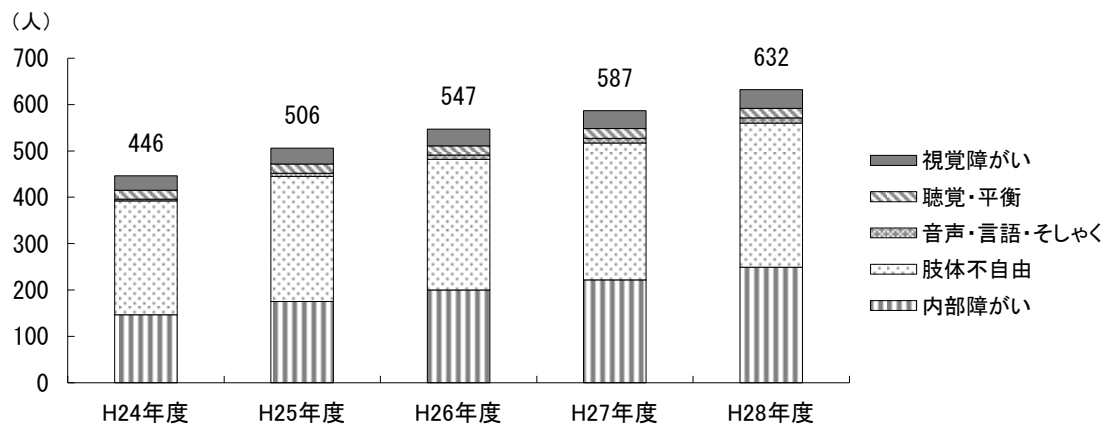


(単位：人)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
全 体		446	506	547	587	632
年 齢 別	18歳未満	1	2	4	3	5
	18歳-64歳	151	152	156	152	150
	65歳以上	294	352	387	432	477
等 級 別	1級	143	169	184	203	219
	2級	73	81	85	89	93
	3級	88	102	115	122	136
	4級	96	104	111	116	122
	5級	30	32	34	37	42
	6級	16	18	18	20	20

資料：町民福祉課（各年度末現在）

図表-4 障がい種類別手帳所持者数の推移



(単位：人)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
全 体		446	506	547	587	632
障 が い 種 別	視 覚	31	34	36	39	40
	聴 覚 ・ 平 衡	19	20	20	21	21
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く	4	7	9	10	11
	肢 体 不 自 由	245	270	282	295	311
	内 部	147	175	200	222	249

資料：町民福祉課（各年度末現在）

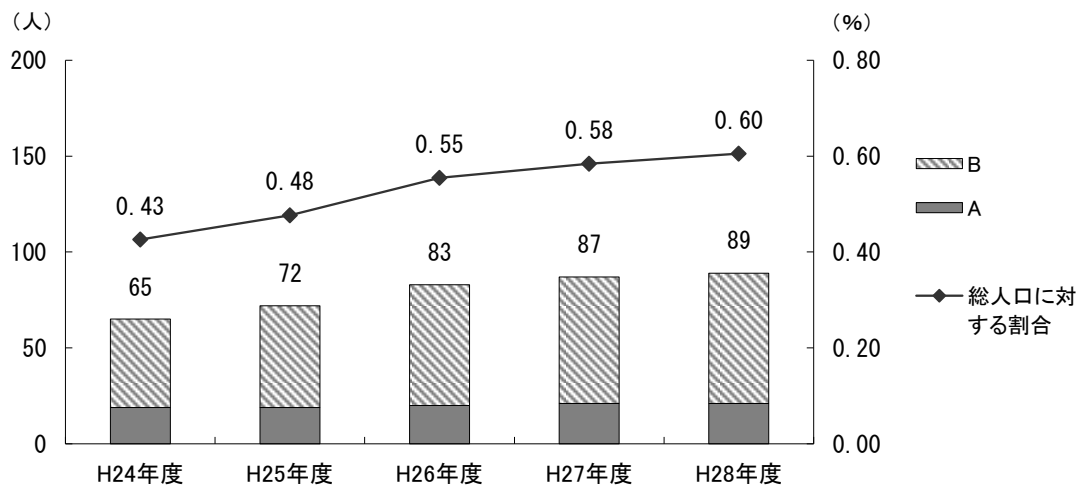
(2) 知的障がい者

松島町の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 28 年度で 89 人、総人口に対する割合が 0.60%となっています。

所持者のうち、18 歳未満の障がい児は、平成 28 年度で 17 人、全体の 19.1%となっています。

等級別にみると、障がい程度が重度である A が微増、軽度である B が大きく増加してきており、全体に占める B の割合が 8 割弱となっています。

図表-5 療育手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
全 体		65	72	83	87	89
年 齢 別	18歳未満	11	15	17	19	17
	18歳-64歳	52	53	62	64	68
	65歳以上	2	4	4	4	4
等 級 別	A	19	19	20	21	21
	B	46	53	63	66	68

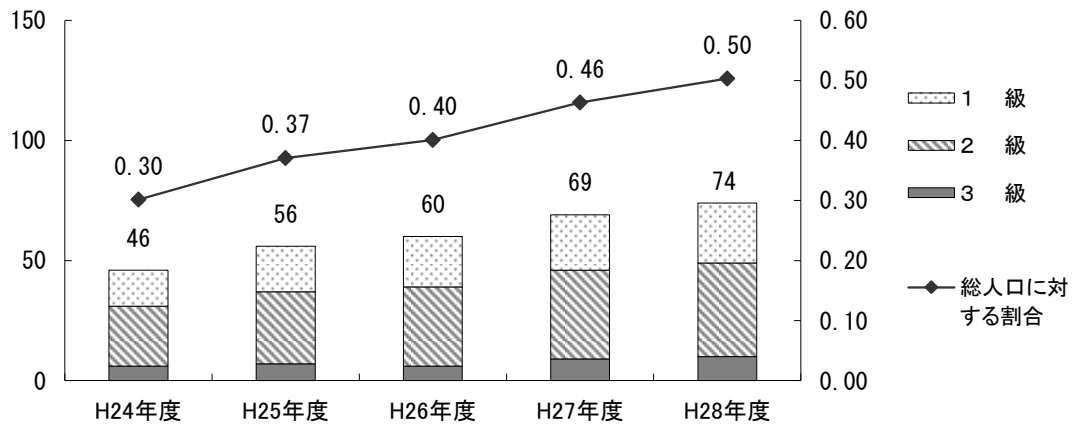
資料：町民福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障がい者

松島町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 28 年度で 74 人、総人口に対する割合が 0.50%となっており、年々増加傾向にあります。

等級別にみると、「2 級」が最も多く、全体の半数以上を占めています。

図表-6 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
全 体		46	56	60	69	74
等 級 別	1 級	6	7	6	9	10
	2 級	25	30	33	37	39
	3 級	15	19	21	23	25

資料：町民福祉課（各年度末現在）

(4) 難病患者

松島町の特定疾患医療受給者数は、平成 28 年度で 156 人が受給しています。
小児慢性特定疾患医療受給者は、平成 28 年度で 12 人となっています。

図表-7 特定疾患医療及び小児慢性特定疾患医療受給者数の推移

(単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
特定疾患医療受給者数	—	—	—	155	156
小児慢性特定疾患医療受給者数	—	—	—	12	12

資料：宮城県資料より（各年度末現在）

(5) 自立支援医療費受給者

自立支援医療は、障がい者手帳の所持の有無にかかわらず、心身の障がいを軽減するための医療について、その医療費の自己負担額を軽減するもので、松島町では、平成 28 年度で 231 人が受給しています。

そのうち、精神疾患での継続的な通院による受給者が 166 人となっています。

図表-8 自立支援医療費受給者証所持者数の推移

(単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
全 体	180	212	222	222	231	
医 療 別	更生医療	40	47	38	55	65
	育成医療	0	3	1	1	0
	精神通院	140	162	183	166	166

資料：町民福祉課（各年度末現在）

3. アンケート調査の結果概要

(1) 実施概要

- 調査対象：町内の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者
- 調査期間：平成 28 年 11 月 10 日 ～ 平成 28 年 11 月 28 日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配布・回収：

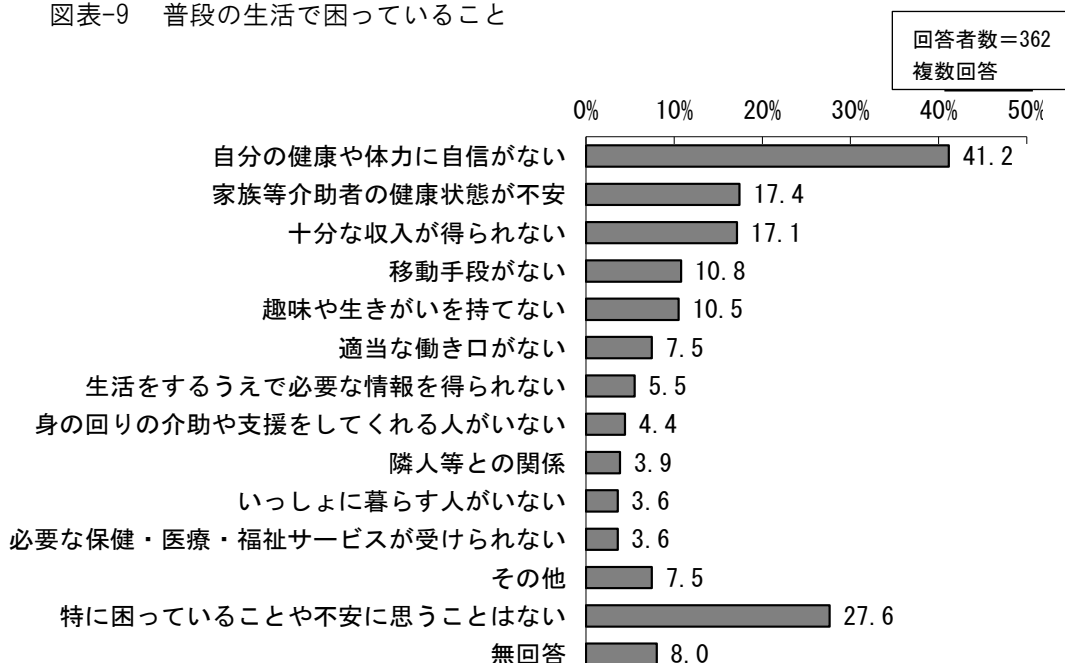
配布数	回収数	回収率
796 票	362 票	45.5%

(2) 調査結果の概要

① 普段の生活で困っていること

普段の暮らしで困っていることについて、「自分の健康や体力に自信がない」(41.2%)が最も多く、次いで「家族等介助者の健康状態が不安」(17.4%)、「十分な収入が得られない」(17.1%)と続いています。

図表-9 普段の生活で困っていること



障がい者手帳別にみると、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では、身体障害者手帳所持者と比べて、「十分な収入が得られない」の割合が高く、精神障害者保健福祉手帳所持者は、他と比べて「適当な働き口がない」の割合が高くなっています。

図表-10 障がい者手帳別集計

【上段：人／下段：％】

	合計	身の回りの介助や支援を してくれない人がいない	いっしょに暮らす人がいない	適当な働き口がない	十分な収入が得られない	移動手段がない	趣味や生きがいを持っていない	生活を営むうえで必要な情報を得られない	生活をするうえで必要な情報を得られない	自分の健康や体力に自信がない	サービスの健康や体力に自信がない	必要な保健・医療・福祉サービスが受けられない	隣人等との関係が不安	家族等介助者の健康状態が不安	その他	特に困っていることや不安に思うことはない	無回答
全体	362 100.0	16 4.4	13 3.6	27 7.5	62 17.1	39 10.8	38 10.5	20 5.5	149 41.2	13 3.6	14 3.9	63 17.4	27 7.5	100 27.6	29 8.0		
身体障害者手帳(級)	281 100.0	9 3.2	12 4.3	14 5.0	39 13.9	29 10.3	31 11.0	13 4.6	124 44.1	12 4.3	10 3.6	47 16.7	20 7.1	80 28.5	17 6.0		
療育手帳(A・B)	40 100.0	4 10.0	0 0.0	5 12.5	10 25.0	3 7.5	2 5.0	2 5.0	8 20.0	0 0.0	1 2.5	9 22.5	2 5.0	10 25.0	5 12.5		
精神障害者保健福祉手帳(級)	31 100.0	1 3.2	1 3.2	8 25.8	11 35.5	6 19.4	4 12.9	4 12.9	13 41.9	1 3.2	2 6.5	7 22.6	4 12.9	6 19.4	3 9.7		
持っていない	11 100.0	1 9.1	0 0.0	0 0.0	2 18.2	1 9.1	1 9.1	1 9.1	4 36.4	0 0.0	1 9.1	1 9.1	0 0.0	4 36.4	2 18.2		

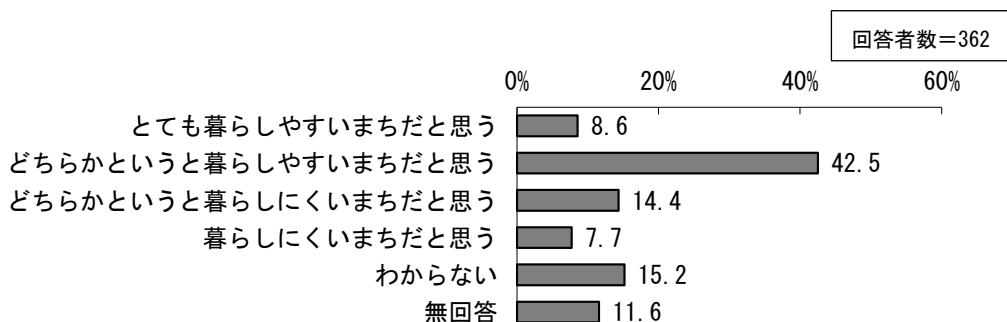
※複数回答及び無回答があるため、各手帳の合計と全体の値が合わない場合があります。

②松島町は暮らしやすいか

松島町の暮らしやすさについて、『暮らしやすい』(「とても暮らしやすいまちだと思う」+「どちらかという暮らしやすいまちだと思う」)が51.1%、『暮らしにくい』(「どちらかという暮らしにくいまちだと思う」+「暮らしにくいまちだと思う」)が22.1%となっています。

障がい者手帳別にみると、療育手帳所持者では「とても暮らしやすいまちだと思う」の割合が他と比べて高くなっています。

図表-11 松島町は暮らしやすいか



図表-12 障がい者手帳別集計

【上段：人／下段：％】

	合計	とても暮らしやすいまちだと思う	どちらかという暮らしやすいまちだと思う	どちらかという暮らしにくいまちだと思う	暮らしにくいまちだと思う	わからない	無回答
全体	362 100.0	31 8.6	154 42.5	52 14.4	28 7.7	55 15.2	42 11.6
身体障害者手帳(級)	281 100.0	22 7.8	125 44.5	45 16.0	23 8.2	40 14.2	26 9.3
療育手帳(A・B)	40 100.0	8 20.0	12 30.0	2 5.0	3 7.5	7 17.5	8 20.0
精神障害者保健福祉手帳(級)	31 100.0	1 3.2	11 35.5	2 6.5	4 12.9	6 19.4	7 22.6
持っていない	11 100.0	0 0.0	5 45.5	1 9.1	0 0.0	3 27.3	2 18.2

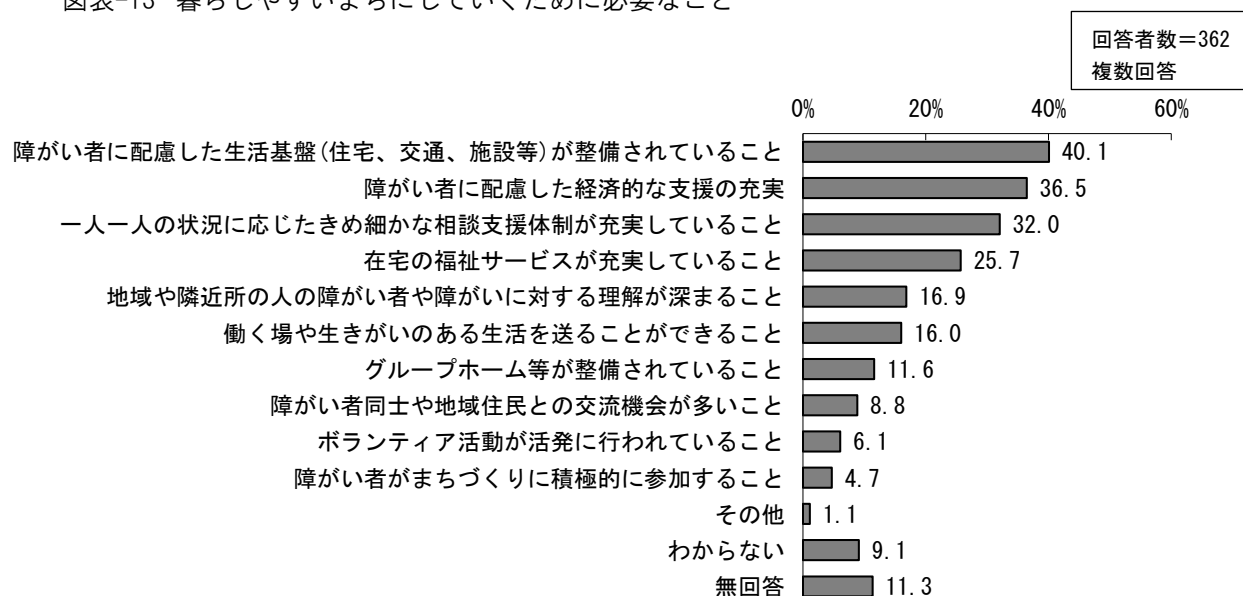
※複数回答及び無回答があるため、各手帳の合計と全体の値が合わない場合があります。

③暮らしやすいまちにしていくために必要なこと

暮らしやすいまちにしていくために必要なことについて、「障がい者に配慮した生活基盤が整備されていること」(40.1%)が最も多く、次いで「障がい者に配慮した経済的な支援の充実」(36.5%)、「一人一人の状況に応じたきめ細かな相談支援体制が充実していること」(32.0%)と続いています。

障がい者手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「一人一人の状況に応じたきめ細かな相談支援体制が充実していること」(41.9%)が最も高くなっています。

図表-13 暮らしやすいまちにしていくために必要なこと



図表-14 障がい者手帳別集計

【上段：人／下段：％】

	合計	一人一人の状況に 応じてきめ細かな 相談支援体制が 充実していること	在宅の福祉サ ービスが充実して いること	グループホーム 等が整備されて いること	ボランティア活 動が活発に行われ ていること	地域や隣近所の 人の障がい者や障 がいに対する理解 が深まること	障がい者同士や 地域住民との交流 機会が多いこと	障がい者に配慮 した生活基盤（住 宅、交通、施設等） が整備されている こと	働く場や生きが いのある生活を送 ることができること	障がい者がまち づくりに積極的に 参加すること	障がい者に配慮 した経済的な支援 の充実	その他	わからない	無回答
全体	362 100.0	116 32.0	93 25.7	42 11.6	22 6.1	61 16.9	32 8.8	145 40.1	58 16.0	17 4.7	132 36.5	4 1.1	33 9.1	41 11.3
身体障害者手帳(級)	281 100.0	87 31.0	85 30.2	26 9.3	14 5.0	46 16.4	27 9.6	123 43.8	34 12.1	15 5.3	104 37.0	4 1.4	26 9.3	29 10.3
療育手帳(A・B)	40 100.0	13 32.5	3 7.5	10 25.0	5 12.5	7 17.5	2 5.0	14 35.0	12 30.0	1 2.5	13 32.5	1 2.5	6 15.0	5 12.5
精神障害者保健福祉 手帳(級)	31 100.0	13 41.9	1 3.2	6 19.4	3 9.7	7 22.6	2 6.5	6 19.4	11 35.5	1 3.2	12 38.7	0 0.0	1 3.2	4 12.9
持っていない	11 100.0	3 27.3	2 18.2	1 9.1	0 0.0	1 9.1	0 0.0	3 27.3	1 9.1	0 0.0	3 27.3	0 0.0	1 9.1	4 36.4

※複数回答及び無回答があるため、各手帳の合計と全体の値が合わない場合があります。

第3章 第2期計画の評価と課題の整理

1. 第2期計画の評価

第2期計画に掲げた施策の取り組み状況と今後の課題・方向性について検証を評価しました。

(1) 相互理解の促進

施策	取り組み状況	今後の課題・方向性
1-1 障がい者（児）への理解の促進	○関係機関と連携し、障がい者・児の参加しやすい環境づくりのためにネットワークを構築した。また、障がい者・児に対する理解を深めるための勉強会及び研修会を実施した。	○障がい者・児に対する理解を深めるための啓発活動を推進する。関係機関と連携し、障がい者団体等が行う啓発活動に対する支援を実施していく。
1-2 ボランティアへの参加促進と活動機会の充実	○ボランティアの養成研修事業に取り組んだ。各種行事等におけるボランティアの活動の場を創出し、参加しやすい環境づくりに努めることが出来た。	○ボランティア団体の会員が高齢化してきており、会員の確保と若い世代の加入促進を図っていく必要がある。

(2) 人権・権利擁護の推進

施策	取り組み状況	今後の課題・方向性
2-1 権利擁護の支援	○日常生活自立支援事業や成年後見制度などの利用が必要な人に対して周知を図った。	○成年後見制度等の周知を行っていく。
2-2 障がい者虐待の防止	○虐待の発生防止のため、虐待に対する知識・理解を深め適切な対応ができる体制整備を整えている。 ○虐待に対する意識啓発については関係機関・団体・小・中学校等へ周知を図るための取り組みを実施している。	○各関係機関と連携し、虐待が発生する以前に対策がとれる体制づくりを推進する。
2-3 差別禁止に向けた啓発	○障がいに基づく差別に対する認識を促進するために、関係機関に対しての学習会及び研修会を実施した。 ○差別に対する相談体制として、圏域における相談支援事業所や専門的機関との連携強化を図った。	○庁舎内や学校等を含めた関係機関等への差別に関する認識を促進し、理解を深めていく必要がある。

(3) きめ細かな生活支援の充実

施策	取り組み状況	今後の課題・方向性
3-1 相談支援体制の強化	○利用しやすい相談窓口の整備として周辺市町等を含めた関係機関と連携し、専門的な相談支援体制の強化を図った。 ○相談員等の資質及び専門性向上のため、県や保健所主催の研修会へ参加した。	○広報等による相談窓口の周知を行い、利用しやすい環境を整えるために関係機関との連携を図る。
3-2 利用者本位のサービス提供の推進	○一人一人のニーズや障がいの特性等に応じたサービス等利用計画の作成及びサービス提供事業所との連携によるきめ細かなサービス提供を実施した。	○サービス提供事業所との連携を図り、ニーズにあったサービス提供を推進していく。
3-3 ボランティア活動の活性化と活用	○ボランティア団体等と連携しながら、団体活動の一環として障がい者団体や福祉施設等での活動に参加し、ボランティア機会の拡充を図った。	○ボランティア団体等との連携を図り、活動支援を推進していく。
3-4 家族等に対する支援の充実	○主たる介護者の緊急時及び一時的な休息のためにサービス提供を行い、家族の精神的・身体的負担の軽減を図った。 ○障がい者本人や家族等で構成する団体の活動の活性化に取り組み、家族(支援者ら)がお互いの悩みを相談できる場を確保している。	○引き続き関係施設と連携し、緊急時の体制確保を図っていく。 ○町内における障がい者団体等の活動について支援していく。

(4) 保健・医療の充実と連携強化

施策	取り組み状況	今後の課題・方向性
4-1 疾病・事故等の予防	○障がいの原因となる生活習慣病の予防に向けて、各種健康診査や事後指導、がん検診を実施した。また、地区活動等において啓発を図った。	○啓発活動等、今後も継続して取り組むよう努める。
4-2 発達支援・療育体制の充実	○関係機関が連携し、未就学児や学童の障がい児や保護者が気軽に利用できる場の確保に努め、家族への助言・支援や適切な療育の情報提供等の支援を行った。	○引き続き各関係機関と連携を図りながら実施していく。
4-3 医療体制の充実	○県及び関係機関と連携しながら、専門的なりハビリ指導を実施した。 ○医療的ケアを必要とする障がい者・児に関わる支援者間の情報共有や連携を図った。	○医療的ケアを必要とする障がい者・児に関わる支援者間の情報共有や連携を図っていく。
4-4 精神保健の推進	○「心の体温計」(こころのストレスチェック)の普及、心の健康サポーター養成講座、精神保健福祉ネットワーク等を実施し、心の健康づくりのための取り組みを推進している。	○心の健康づくりのための取り組みを継続して推進していく。 ○関係機関と連携し、相談支援を継続実施する。

(5) 安全・安心な生活環境づくり

施策	取り組み状況	今後の課題・方向性
5-1 暮らしやすい住環境の整備	<p>○ユニバーサルデザインによるまちづくりにむけて、障がい者の視点に立った町内の施設整備を図った。</p> <p>○障がいに対応した住宅改造等に関する専門的な相談機会及び助成制度の周知を実施した。</p>	<p>○新たに整備する集会施設への多目的トイレ等の整備及び公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場等のバリアフリー化への整備促進に努める。</p>
5-2 移動手段の確保	<p>○町営バスにおける手帳所持者への無料化の周知及び障がい者福祉タクシー助成事業を実施した。</p> <p>○自家用自動車による移動手段確保のための改造費用助成制度の周知を図った。</p>	<p>○広報等による助成制度の周知に努める。</p>
5-3 防災対策の推進	<p>○災害時に援護が必要な障がい者等の把握のため、避難行動支援・要支援者台帳等を整備した。</p> <p>○災害時の避難場所等において、障がい者に配慮した環境整備と医療・介護の支援の受け入れ体制を整備している。</p>	<p>○関係機関等と連携し、避難行動要支援者の必要な情報及び受け入れ体制等を強化していく。</p>
5-4 防犯・交通安全対策の推進	<p>○関係機関と連携を図り、犯罪の抑制及び交通事故防止等に対する活動についての意識啓発活動を推進した。</p> <p>○地域での安全・安心な暮らしに向けた見守り活動を実施した。</p>	<p>○交通安全の指導、啓発活動を継続し、安全・安心な暮らしに向けた見守り活動を今後も促進していく。</p>

(6) 一貫した教育体制の充実

施策	取り組み状況	今後の課題・方向性
6-1 相談・指導体制の充実	<p>○乳幼児期から学校卒業後を含め生涯にわたる相談支援を関係機関との連携強化により、適正に就学指導等を実施した。</p> <p>○卒業後の円滑な就労支援のため、障がいのある生徒に対するきめ細かな職業教育や就労相談体制の確立を図った。</p>	<p>○乳幼児期から学校卒業後を含めた生涯にわたる相談支援を進めるため、保健、福祉、医療、教育、就労分野における各関係機関の連携強化を図り、相談支援体制を充実していく。</p>
6-2 障がい児保育・教育の充実	<p>○保育士・幼稚園教諭及び保護者の障がいに対する正しい知識の習得と理解を深めるための取り組みとして研修会等を実施し、資質向上を図った。</p>	<p>○保育士・幼稚園教諭等の資質向上を図っていく。</p>
6-3 特別支援教育の充実	<p>○一人一人の発達段階や障がいの特性に応じた特別支援教育の充実に努め、関係機関との連携を図った。</p> <p>○障がいに対応した教育の実施に向け、職員研修等を実施した。</p>	<p>○特別支援教育の充実に向けて、関係機関との連携及び研修等の実施を図っていく。</p>

(7) 雇用促進と就労支援の充実

施策	取り組み状況	今後の課題・方向性
7-1 一般就労支援の 充実	○ハローワーク塩釜(塩釜公共職業安定所)等との連携を強化しつつ、障がい者が働きやすい環境と雇用・就労形態を活用できるように、相談事業の充実を図った。	○関係機関と連携を図り、一般就労・就労移行の推進及び就労定着支援について努めていく。
7-2 多様な就労の場 の確保	○サービス事業所等との連携を図りながら、障がい特性に対応した就労の場の確保・充実に努めた。	○各事業所の連携等を図ることで利用しやすい環境づくりに努める。

(8) 社会参加の促進

施策	取り組み状況	今後の課題・方向性
8-1 社会参加機会の 拡充	○関係団体等と連携しながら、スポーツ・レクリエーション、文化活動の参加機会の拡充に努めた。 ○松島町身体障害者福祉協会や心身障害者(児)をもつ手をつなぐ親の会等への活動支援を行った。	○関係団体と連携しながら対象者への周知を図っていく。 ○障がい者団体への支援を行い、社会参加機会の拡充を図る。
8-2 情報・コミュニ ケーション支援 の充実	○広報、インターネット、パンフレットなどを活用し、また、役場等の窓口において障がい特性に応じた情報提供に努めた。	○広報紙や窓口等で障がい特性に応じた情報提供を図っていく。
8-3 外出・移動支援 の充実	○屋外における移動が困難な障がい者の外出を支援するため、同行援護や行動援護、移動支援事業による外出支援の充実とその活用促進を図った。	○移動支援事業所等、外出・移動支援を提供する事業所の確保に努めるとともに、相談支援事業所等における利用促進を図る。

2. 課題の整理

障がい者を取り巻く環境やアンケート調査結果、施策の取り組み状況等を踏まえ、第3期計画における課題を以下のとおり整理しました。

(1) 障がい者への理解と合理的配慮

平成26年1月の障害者権利条約への批准、平成28年4月の障害者差別解消法の施行により合理的配慮が求められています。合理的配慮は、障がいの特性や場面、状況等に応じて異なり、多様で個別性の高いものであり、相互理解を通じて柔軟に対応されなければなりません。

松島町では、職員や関係機関等に対し、合理的配慮に関する啓発や研修を実施し、理解を深めるための取り組みを実施します。また、合理的配慮に関して、地域や民間事業所等における理解促進と適切な提供を促していく必要があります。

また、相互理解を深めるためには、障がいの有無にかかわらず交流する機会の充実を図っていく必要があります。関係団体等が実施する各種交流事業への参加者が固定化してきており、多様な機会を通して幅広い参加による交流活動の活性化を図っていく必要があります。

【現状・社会的背景】

- 障害者権利条約への批准
- 障害者差別解消法の制定
- 各種交流事業への参加者の固定化



【見えてきた課題】

- 合理的配慮に関する啓発と柔軟な対応の促進
- 相互理解を深めるための幅広い交流活動の活性化

(2) 障がい児支援体制の強化

児童福祉法の改正により「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられ、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築や通所支援サービス基盤の充実が求められており、その整備を推進していく必要があります。

また、松島町では、県モデル事業として発達障害支援事業を実施し、関係機関と連携して発達に課題がある幼児の早期の療育支援につなげる取り組みを実施しています。特別な配慮・支援が必要な子どもが増えてきており、保育所や幼稚園での受け入れ態勢のさらなる強化と専門的支援の充実を図っていく必要があります。

さらに、通常学級に在籍する障がいのある児童生徒への教育的対応は重要な課題であり、地域や保護者等の理解・協力を得ながら、インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)を推進していく必要があります。

【現状・社会的背景】

- 児童福祉法の改正
- 特別な配慮・支援が必要な子どもの増加
- 県モデル事業の実施



【見えてきた課題】

- 児童発達支援センターの設置
- 障害児通所支援の充実
- 幼児保育・教育体制の強化
- インクルーシブ教育システムの推進

(3) 就労・雇用対策の充実

国は、地域共生社会の実現を目指す中で、ニッポン一億総活躍プランを推進し、障がいの有無にかかわらず希望や能力、障がいや疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備するため、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立を支援するとしています。また、障害者雇用促進法の改正では、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わり、法定雇用率が引き上げられることとなります。

一方、全国的な人材不足の中、雇用情勢は改善傾向がみられるものの、依然として障がいの雇用・就労環境は厳しい状況が続いています。また、アンケート調査の結果では、就労上困っていることとして、「収入が少ない」、「障がいに対する理解が得られない」等が上位にきています。

松島町には、障がいの就労を支援する事業所が増えてきています。また、農業と福祉の連携による就労の場づくりの取り組みも進められています。こうした松島町の強みを活かしつつ、関係機関・団体等の連携により所得向上を図るとともに、一人一人の特性や能力を發揮できる働く場の創出を図っていく必要があります。

【現状・社会的背景】

- 国によるニッポン一億総活躍プランの推進
- 障害者雇用促進法の改正
- 仕事上困っていること「収入が少ない」



【見えてきた課題】

- 一般就労、職場定着、所得向上等のための取り組みの推進
- 就労支援事業所の連携強化
- 農・福連携による就労支援の促進

(4) バリアフリー化と災害時避難支援体制の強化

アンケート調査の結果をみると、暮らしやすいまちにしていくために必要なこととして、「障がいに配慮した生活基盤（住宅、交通、施設等）が整備されていること」の割合が最も高く、特に身体障がい者の方でその回答割合が高くなっています。高齢化に伴い、身体障がい者数も増加傾向にあり、バリアフリー化を計画的に推進していくことが必要です。

松島町では、平成29年度に『高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律』に基づく「松島町バリアフリー構想」を策定しており、構想に基づいた取り組みを推進するなど、障がいがあっても暮らしやすいまちづくりに取り組む必要があります。

また、アンケート調査では、4割近くの方が災害時に地域の見守りや声かけを受けたいと回答しています。度重なる自然災害の脅威に対し、地域全体で障がいの安全を守る体制づくりを推進していく必要があります。

【現状・社会的背景】

- 高齢化の進行と身体障がい者の増加
- 暮らしやすいまちには「障がいに配慮した生活基盤」が必要
- 「松島町バリアフリー化構想」の策定
- 4割が「災害時に見守りや声かけを受けたい」



【見えてきた課題】

- 重点整備地区のバリアフリー化推進
- 多目的トイレ・オストメイト対応トイレの整備
- 集会所・指定避難所等のバリアフリー化
- 災害時避難支援体制の強化

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害者基本法では、障がい者の施策は、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されることを理念として掲げています。

宮城県の障がい者施策を示す「みやぎ障害者プラン」では、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」を基本理念に掲げています。

松島町でも、長期総合計画の福祉・保健・医療分野における基本目標を「心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり」とし、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指しています。

また、第2期松島町障がい者計画では、「ともに支えあい、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念として、障がいのある人もない人も互いに交流し、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指して取り組んできました。

こうしたことを踏まえ、本計画においては、第2期松島町障がい者計画の基本理念を踏襲し、「ともに支えあい、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

ともに支えあい、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり

2. 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 お互いを思いやり、ともに支えあうまち

さまざまな機会を通して障がいに対する正しい知識の普及や理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別や社会的障壁をなくし、誰もが持つ権利が侵されることのないよう地域共生社会の実現に向けた取り組み体制を構築し、お互いを思いやり、ともに支えあうまちづくりを目指します。

基本目標2 地域で安心して暮らし続けることができるまち

障がいの特性や心身の状況、生活環境など一人一人の状況にあったきめ細かな相談支援とサービス提供が受けられる体制の強化を図るとともに、地域全体で見守る体制づくりと社会基盤の整備を推進し、障がい者及びその家族等が安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

基本目標3 生きがいに満ち、自分らしく暮らせるまち

一人一人が持つ個性と能力を伸ばし、地域社会で最大限発揮できるよう障がいの特性に応じた教育の充実及び就労・社会参加に向けた支援により、意欲と生きがいを持ち、自分らしく心豊かに暮らしていくことができるまちづくりを目指します。

3. 基本的な視点

障がい者施策を推進するにあたっての全体に共通する視点を以下のとおりとします。

(1) インクルージョン²の推進と自己決定の尊重

障がい者を施策の客体（受け手）という側面だけでなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、その自立を支援します。そのためにも、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明できるよう、アクセシビリティ³の向上を図るとともに、合理的配慮が提供され、社会的障壁を除去していくための取り組みを推進します。

(2) 当事者本位の総合的・分野横断的な支援

障がい者が生涯を通して適切な支援を受けることができるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、介護、雇用等の各分野の連携のもと、総合的な施策を展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障がい者が日常生活や社会生活で直面する困難に着目し、その解消に向けて支援するとともに、自立と社会参加という観点に立ち、関係機関が連携して支援の方向性を共有しながら、総合的かつ横断的な取り組みを推進します。

(3) 障がい特性や複合的困難に配慮したきめ細かな支援

障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた個別的なニーズを踏まえた支援を行います。その際、外見からは分かりにくい障がいの特性に考慮するとともに、発達障がいについて社会全体の更なる理解促進に向けた広報・啓発活動及び施策の充実を図ります。

また、障がいのある人や子ども、高齢者など、複合的に困難な状況に置かれている障がい者に対し、抱えている課題の背景を踏まえ、生活全般に寄り添ったきめ細かな支援が行える体制の整備を推進します。

² インクルージョン：本来「包含、包み込む」ことを意味し、障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、地域住民を包み込んだ共生社会を目指すものをいう。

³ アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

4. 重点的な取り組み

計画期間中に特に重点的に取り組む施策は以下のとおりです。

■「お互いを思いやり、ともに支えあうまち」に向けて

①地域と障がい者との交流機会の創出

地域住民と「顔見知り」になるきっかけづくりを創出するとともに、障がいの有無にかかわらず気軽に交流ができる身近な場を創出し、障がいに対する理解を深め、差別や偏見のない地域づくりを推進します。

②ボランティアの人材育成と組織づくり

各種イベントや施設運営、外出支援、コミュニケーション支援等を担うボランティアの育成と活動機会の充実に努め、障がい者の生活の質の向上と交流機会の拡充を図ります。

③合理的配慮の提供

広報・啓発活動等を通して、障がい特性に応じた合理的配慮に対する理解や提供義務についての周知を図り、教育や雇用をはじめ、日常生活及び社会生活上におけるさまざまな場面で合理的配慮の提供を促進します。

④人権・権利擁護の推進

障がいのある人の権利を擁護するための制度として、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の周知及び利用促進を図ります。

また、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がい者虐待の発生防止と迅速かつ適切な対応がとれる体制の強化や障がいを理由とする不当な差別の解消を図ります。

■「地域で安心して暮らし続けることができるまち」に向けて

⑤一貫したきめ細かな相談支援体制の構築

各機関の情報共有のしくみづくりや障がいに対する理解と専門性の向上、サービス等利用計画の策定体制の確保等により、乳幼児から生涯にわたる一貫したきめ細かな相談支援体制の構築を図ります。

⑥日中活動の場及び生活の場の充実

日中活動系サービス事業者の確保や地域活動支援センターの機能強化等により、日中活動の場の充実を図るとともに、共同生活援助（グループホーム）の整備を促進し、地域で安心して暮らせる生活の場の充実を図ります。

⑦障がい者・児支援の充実

障がいの早期発見・早期療育に向けた関係機関の連携強化を図るとともに、障がい児福祉サービスの充実と発達支援・療育体制の強化、医療的ケアの必要な児童に対する支援体制の強化を図ります。

⑧災害時避難支援体制の強化

東日本大震災の経験を踏まえ、障がいのある人が安全・迅速に避難できるための体制の構築と、安心して避難生活を送ることができるよう支援体制の強化を図ります。

⑨バリアフリー化の推進

「松島町バリアフリー基本構想」に基づき、松島町の公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がい者等が日常生活、社会生活において利用する生活関連施設とそれらを結ぶ公共交通施設・設備等のバリアフリー化の促進を図ります。

■「生きがいに満ち、自分らしく暮らせるまち」に向けて

⑩経済的自立支援の充実

就労支援サービスを提供する事業所の充実に努めるとともに、地元のホテルや企業等に対し、雇用促進に向けた積極的な働きかけを行い、意欲や能力に応じた就労ができる場の充実に努めます。

⑪インクルーシブ教育システムの推進

誰もがお互いの個性を尊重し支え合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の「共生社会」を目指すための「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」を推進します。

⑫障がい特性に応じた情報提供

障がい特性に応じた媒体及び表現方法によるわかりやすい情報提供の充実に努めるとともに、一人一人の状況に応じて必要な情報をさまざまな機会を通して積極的に発信します。

第5章 施策の展開

ともに支えあい、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり

基本的な視点

- ①インクルージョンの推進と自己決定の尊重
- ②当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- ③障がい特性や複合的困難に配慮したきめ細かな支援

基本目標 1

お互いを思いやり、ともに支えあうまち

【重点的な取り組み】

- ①地域と障がい者との交流機会の創出
- ②ボランティアの人材育成と組織づくり
- ③合理的配慮の提供
- ④人権・権利擁護の推進

基本目標 2

地域で安心して暮らし続けることができるまち

【重点的な取り組み】

- ⑤一貫したきめ細かな相談支援体制の構築
- ⑥日中活動の場及び生活の場の充実
- ⑦障がい者・児支援の充実
- ⑧災害時避難支援体制の強化
- ⑨バリアフリー化の推進

基本目標 3

生きがいに満ち、自分らしく暮らせるまち

【重点的な取り組み】

- ⑩経済的自立支援の充実
- ⑪インクルーシブ教育システムの推進
- ⑫障がい特性に応じた情報提供

【関連事業】

主要施策 1 相互理解の促進

- 1-1 障がい者・児への理解の促進
- 1-2 福祉ボランティアの参加機会の拡大

主要施策 2 人権・権利擁護の推進

- 2-1 権利擁護の支援
- 2-2 障がい者虐待の防止
- 2-3 差別解消に向けた啓発

主要施策 3 きめ細かな生活支援の充実

- 3-1 相談支援体制の強化
- 3-2 利用者本位のサービス提供の推進
- 3-3 ボランティア活動の促進
- 3-4 家族等に対する支援の充実
- 3-5 障がい児支援の充実

主要施策 4 保健・医療の充実と連携強化

- 4-1 疾病・事故等の予防
- 4-2 発達支援・療育体制の充実
- 4-3 医療体制の充実
- 4-4 精神保健の推進

主要施策 5 安全・安心な生活環境づくり

- 5-1 暮らしやすい住環境の整備
- 5-2 移動手段の確保
- 5-3 防災対策の推進
- 5-4 防犯・交通安全対策の推進

主要施策 6 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の充実

- 6-1 相談支援・就学指導体制の充実
- 6-2 障がい児保育・教育の充実
- 6-3 特別支援教育の充実

主要施策 7 雇用・就労・経済的自立の支援

- 7-1 雇用促進と就労支援の充実
- 7-2 多様な就労の場の確保

主要施策 8 社会参加の促進

- 8-1 社会参加機会の拡充
- 8-2 情報・コミュニケーション支援の充実
- 8-3 外出・移動支援の充実

主要施策 1. 相互理解の促進

【現状と課題】

地域でともに暮らしていくためには、家族等の協力はもとより、地域住民の温かい理解と支援が不可欠であり、そのためには、障がいの有無にかかわらず交流する機会の拡充や支援体験の充実を図っていく必要があります。

アンケート調査の結果をみると、普段の暮らしの中で差別や偏見を感じている人は多く、差別や偏見を感じる場面として、「仕事や収入」、「まちなかでの人の視線」、「交通機関や建物が障がいのある人の利用に配慮されていないこと」が上位に来ており、差別や偏見に伴う不利益や不便さを実感している状況がうかがえます。

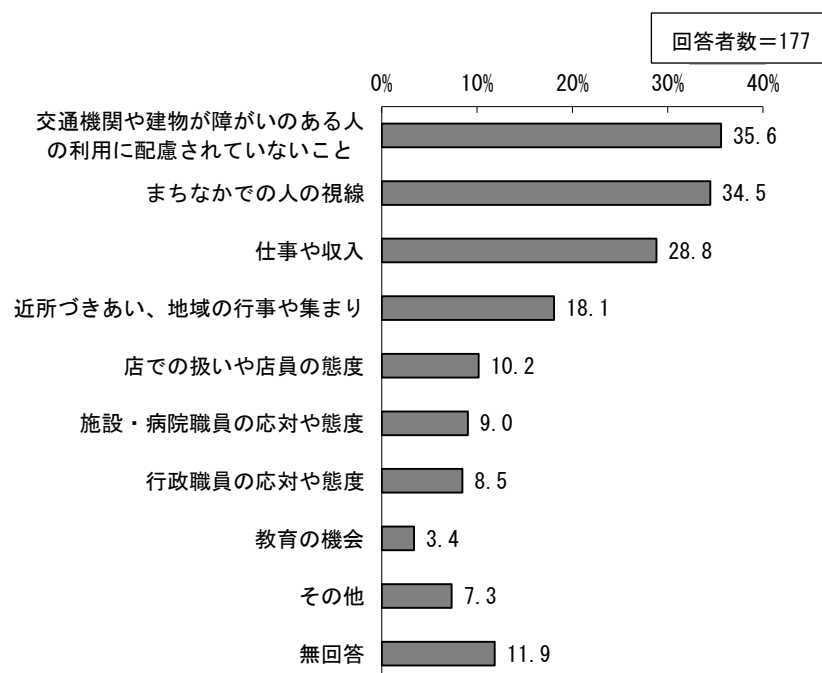
一方、まちなかや地域の人と接するときには期待することについて、「声をかけたら手助けしてほしい」、「まちで困っているときには積極的に手助けをしてほしい」と回答する人の割合が増えており、積極的な手助けを望む人が増えています。

松島町では、社会福祉協議会や障がい福祉施設、障がい者団体が行う各種イベント・行事等の開催支援・協力及び周知を行い、障がいのある人と住民との交流の場の充実を図ってきましたが、参加者が限られてきているため、十分な交流に向けた工夫が必要です。

また、学校教育では、疑似体験やボランティア活動を通して障がいに対する理解を深める取り組みを行うなど、小さなころから障がいのある子どもと健常者との交流機会の創出を図っています。

今後も関係機関・団体等と連携しながら、さまざまな交流等を通して障がいに対する理解を深めるとともに、手助けについての具体的な実践例等を積極的に周知していくことが必要です。

【普段の暮らしで差別や偏見を感じる機会】



【取り組み内容】

1-1 障がい者・児への理解の促進

①交流機会の拡充

- 障がい者と健常者が交流するイベント等を企画・開催します。
- 各行政区等と連携し、地域活動・行事等における障がい者の参加を促進します。
- 学校等における児童・生徒同士の日常的な交流機会の充実を図り、相互理解と相互扶助につなげます。

②福祉教育・啓発活動の充実

- 障がいに対する理解を深めるための学習機会の充実を図ります。
- さまざまな障がい者のハンディキャップに対して必要な気配りやサポートの手法等についての講習会、擬似体験教室を行います。
- 「障害者週間」において、広報紙等を活用し、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 障がい者団体や障がい者施設等が行う啓発活動に対し、活動機会や活動場所の提供、活動の周知などの支援を行います。
- 小中学校においてハンディキャップ体験などの学習を取り入れる等児童生徒に対し、障がいに対する理解を深めるための学習機会を設けていきます。

③役場職員等への理解促進

- 役場職員等に対し、障がい者に対する理解を深めるため、研修等を実施していきます。

1-2 福祉ボランティアの参加機会の拡大

①ボランティアの育成

- ボランティアを養成するための講座を開催するとともに、関係機関等が開催する各種講座、研修会の周知と参加促進を図ります。

②活動機会の充実

- 地域活動支援センター、社会福祉協議会、保健福祉センター及び子育て支援センターを拠点に、障がい者・児へのボランティア活動を推進します。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動をしたい人と受け入れ側との橋渡しやコーディネート機能の充実を図ります。

主要施策 2. 人権・権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人が主体的で豊かな生活を地域で送るためには、一人一人の人権が尊重され、権利が守られなければなりません。

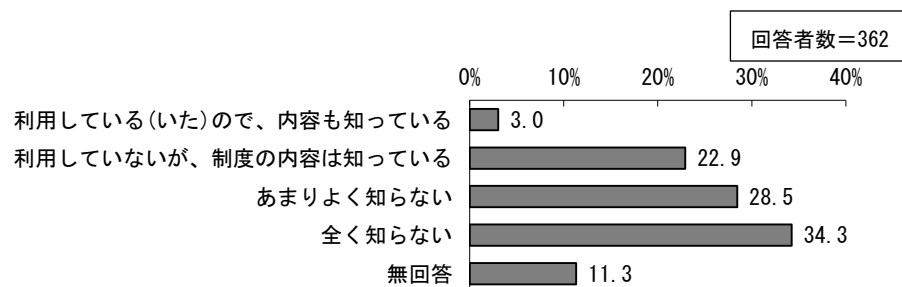
障がいのある人の権利を擁護するための制度として、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業（まもり一歩）」や後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」がありますが、その認知度は低く、また、必要な人が十分利用しているとはいえない状況であり、制度の周知と実施体制の強化が課題となっています。

特に、家族等支援者の高齢化に伴い、親亡きあとの不安を訴える声が多く聞かれます。各種制度の周知を図るとともに、本人や家族の状況に合わせた長期的なサポート体制が求められています。

また、平成 24 年 10 月には「障害者虐待防止法」が施行され、家庭や施設などでの障がい者に対する虐待防止のほか、虐待を発見した人の通報や自治体による相談窓口の整備が義務付けられています。地域ぐるみで虐待を防ぎ、早期発見・早期対応していく体制づくりを推進していく必要があります。

さらに、平成 28 年 4 月から「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、さまざまな場面において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人に対する「合理的配慮」などが求められているところであり、障がい特性に応じた環境整備を推進していく必要があります。

【日常生活自立支援事業、成年後見制度について】



【取り組み内容】

2-1 権利擁護の支援

①各種制度の周知と利用促進

- 判断能力が十分でなく福祉サービスや日常的な金銭管理を行うことが難しい人のための日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）や成年後見制度などの周知と利用が必要な人に対する活用支援を図ります。

②消費生活支援の充実

- 違法な契約や商品の苦情などの相談、情報提供を図るとともに、悪徳商法に対する意識啓発・広報活動の充実に努めます。

2-2 障がい者虐待の防止

①虐待の発生防止と早期発見

- 家族等に対する相談支援や交流機会の充実、家族等が抱える課題の解決に向けた支援等により、養護者の心身の負担軽減を図ります。
- 障がい者施設等に働きかけ、従事者の虐待防止に対する理解を深める取り組みや虐待を早期発見・対応するためのしくみの整備を促進します。
- 関係機関との連携を図りながら、虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制の構築と指針等の作成を進めます。

②虐待に対する意識啓発

- 虐待防止法の趣旨及び内容について、関係機関・団体や学校、地域住民への周知を図ります。

2-3 差別解消に向けた啓発

①障がいに基づく差別に対する認識の促進

- 施設、職場、家庭などさまざまな場面における直接的・間接的差別の禁止に向け、障がいに対する偏見や社会的排除、制約など、障がいに基づくあらゆる差別に対する認識を深めるための啓発活動を広く行います。

②差別に対する相談体制の充実

- 障がいを理由とした差別に対する相談に適切に対応できるよう、相談員の差別に対する知識の普及と意識啓発を図るとともに、県や専門的機関との連携強化を図ります。

③合理的配慮の提供

- 広報・啓発活動等を通して、障がい特性に応じた合理的配慮に対する理解や提供義務についての周知を図り、日常生活及び社会生活上におけるさまざまな場面で合理的配慮の提供を促進します。

主要施策 3. きめ細かな生活支援の充実

【現状と課題】

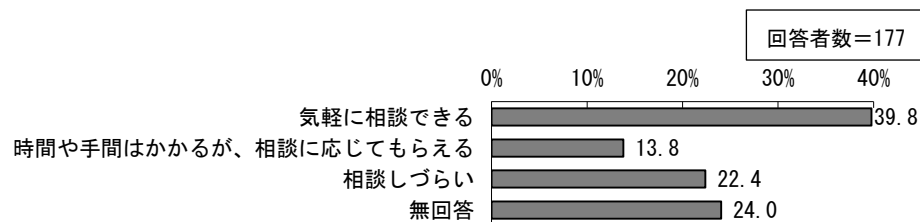
障がいがあっても地域で安心して暮らしていくためには、障がい者一人一人の固有ニーズに応じた相談支援が必要です。

松島町の相談支援体制としては、一般社団法人の運営する相談支援事業所に相談業務を委託しているほか、松島町身体障害者相談員、知的障害者相談員を配置し、身近な相談に応じています。そのほか、「松島町障害福祉自立支援推進委員会」を設置し、障がい福祉サービス及び相談体制の充実に取り組んでいます。今後の実施事業所の支援としてサービス等利用計画の策定体制の整備など、きめ細かな相談支援体制の強化を図ります。

また、児童福祉法の改正により、障害児通所支援にかかるサービス提供基盤の計画的な整備・確保に向けた「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。計画にかかる基本指針では、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」が基本理念の一つに掲げられ、障がい児支援の提供体制の確保に向けた支援体制の整備や保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との緊密な連携を図ることの重要性等がうたわれています。松島町においても、障がい児及びその家族のライフステージに沿って支援が行えるように各関係機関との情報の共有化を図ります。

さらに、発達障がい者・児や難病患者が障がい福祉サービスの対象者となり、支援が必要な人の把握に努めるとともに、適切な支援につなげられる体制づくり、障がい福祉と医療・保健の連携を推進していきます。

【町役場や相談支援事業所は相談しやすいか】



【取り組み内容】

3-1 相談支援体制の強化

①総合的な相談支援の充実

- 生活支援をはじめ、役場窓口や相談支援事業所等において各種相談を総合的に受け付け、専門機関につなげる窓口の体制強化を図ります。
- 「宮城東部地域自立支援協議会」や「松島町障害福祉自立支援推進委員会」の定期的な開催等により関係機関と連携を図り、松島町における相談支援体制の強化や適切な相談支援を行います。

②きめ細かな相談支援体制の確保

- 相談支援事業者と協力して、個別ケース会議や困難事例調整会議などにより、利用者の立場に立った個別対応を進めます。
- 周辺市町や県の関係機関と連携して、難病患者や発達障がい、高次脳機能障がい等を含め、障がい特性に応じた専門的な相談機能の充実を図ります。
- 緊急時などいざというときに相談できる体制の確保に努めます。

③利用しやすい相談窓口づくり

- 各相談窓口の周知を図るとともに、利用しやすい環境づくりを整えます。
- 相談員に対して県等が主催する研修会等の参加を促し、資質及び専門性の向上を図ります。

3-2 利用者本位のサービス提供の推進

①サービス等利用計画の作成

- サービス等利用計画の対象者拡大に対応し、一人一人のニーズや障がいの特性などに応じたサービス利用の調整などを適切に行うことができるよう、相談支援体制の強化と円滑な運営を図ります。
- 自ら意思を決定することが困難な障がい者がサービスを適切に利用することができるよう、サービス等利用計画の作成における意思決定の支援を図ります。

②サービス提供基盤の充実

- 近隣市町と連携しながら、松島町の障がい者・児が状況に応じて利用できるサービス提供事業所の確保に努めます。
- サービス提供事業所と連携しながら、ニーズに応じた創意工夫によるきめ細かなサービス提供に努めます。
- 地域活動支援センターを有効活用するため、日中活動の場の充実をはじめ、多面的な支援を行う拠点としての体制強化を図ります。

③情報提供の充実

- 各種サービスや制度について、さまざまな機会や媒体を活用しながら、一人一人の状況に応じて必要と思われる情報の提供に努め、周知と利用促進を図ります。
- 点字や音声、わかりやすい表現など、障がい特性に応じた媒体や表現方法により、必要とする人に的確に届くための情報提供に努めます。

3-3 ボランティア活動の促進

①ボランティアの育成

- 関係機関と連携し、ボランティアの育成に向けた各種講座・研修会の開催と活動の機会の提供及び障がい者の参加促進を図ります。
- 地域活動支援センター等における親子参加の交流を進める中で、障がい児ボランティアの育成と活動を支援する体制づくりを推進します。

②ボランティア活動機会の創出

- ボランティア団体等と連携しながら、団体活動の活性化とボランティア機会の充実に努めます。
- 各種行事でのボランティア活動や事業所等における受け入れ体制を整備し、活動の場の創出を図ります。

3-4 家族等に対する支援の充実

①緊急時や休息のためのサービスの充実

- 緊急時及び一時的な休息のための短期入所や預かりサービスの充実に努め、介護している家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

②交流機会の充実と利用促進

- 養護している家族（支援者ら）が集い、お互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図るとともに、参加しやすい環境づくりを図ります。
- 宮城東部地域自立支援協議会における家族等支援ネットワークと連携しながら、家族がお互いの悩みを相談できる場の確保を図ります。

③障がい者団体の活動支援

- 障がい者本人や家族等で構成する団体の活動の活性化に向けた支援を行います。

3-5 障がい児支援の充実

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を目指すため、松島町と近隣の自治体等での児童発達支援センターの設置を検討していきます。
- 障がい児が通う保育所・幼稚園等に専門的スタッフが訪問し、障がい児及び保育士等に対して専門的な支援を行います。

②重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス

- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるための児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

主要施策4. 保健・医療の充実と連携強化

【現状と課題】

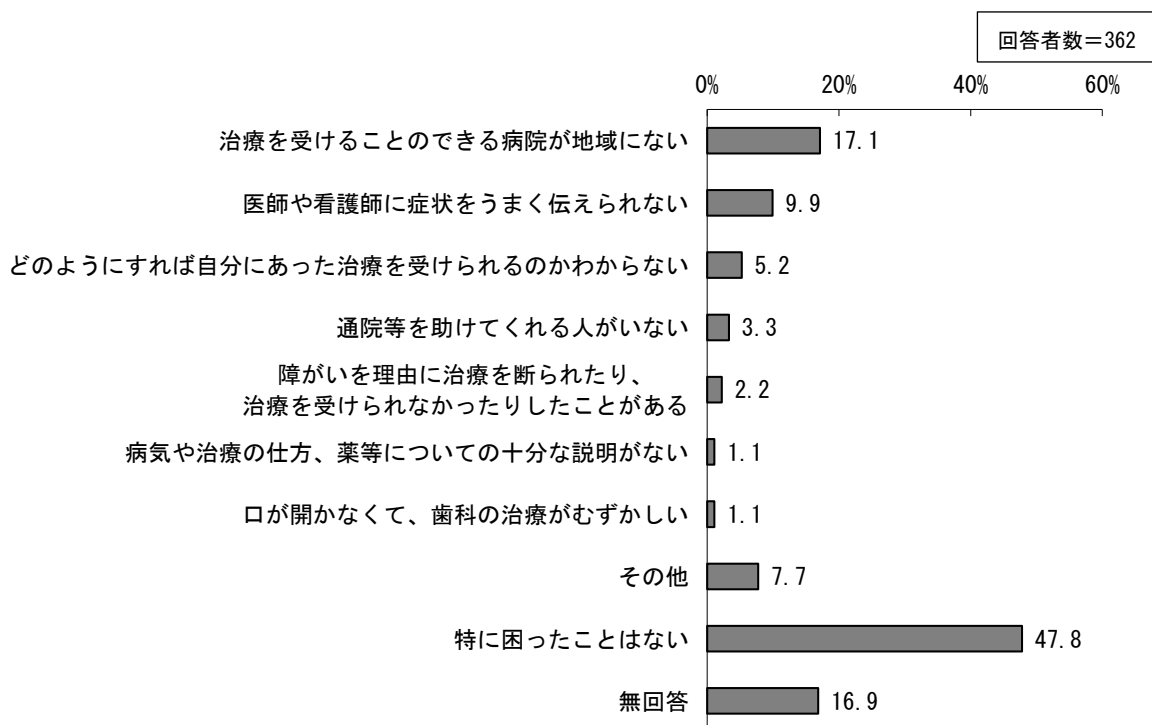
障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、できるだけ健康を維持・向上するとともに、その有する能力や機能を十分発揮できるよう適切なリハビリテーションを受けることができる環境づくりが必要です。

疾病予防及び早期発見においては、ライフステージに合わせて健康診査や健康教育等の各種保健事業を実施し、健康状態の把握や健康づくりの促進を図るとともに、必要に応じて精密検査や専門的な機関につなげています。今後は、関係機関と連携しながら、発達障がいや高次脳機能障がい、難病などへの適切な対応に向けた体制の強化とさらなる理解の促進が必要です。

また、療育については、地域活動支援センター及び子育て支援センターを中心に取り組んでおり、引き続き関係機関と連携しながら、保護者が安心して子どもの発達を見守り、子どもが将来の生活を描けるようサポートしていく必要があります。

医療については、専門的な医療体制の充実とともに、医療機関における障がいに対する理解や専門性の向上が求められており、県や近隣自治体、関係機関等と連携しながら取り組んでいく必要があります。

【医療に関して困った経験、困っていること】



【取り組み内容】

4-1 疾病・事故等の予防

①生活習慣病の予防

○障がいの原因となる脳血管疾患、糖尿病等のいわゆる生活習慣病の予防のため、健康教育や健康診査・保健指導など、健康増進事業の一層の充実を図ります。

②転倒・骨折等の予防

○骨粗しょう症の早期発見に努め、栄養面の適切な助言・指導、運動指導等により骨粗しょう症を予防するなど、転倒・骨折予防を図ります。

③交通事故、スポーツ事故等の防止

○交通事故やスポーツ事故による障がいの防止を図るため、交通安全やスポーツに関する意識啓発や安全指導を行います。

4-2 発達支援・療育体制の充実

①発達支援体制の充実

○未就学児や学童の障がい児及び保護者が気軽に利用できる拠点として、地域活動支援センターの体制強化及び子育て支援センターとの連携を図ります。

○発達の遅れのある子どもを育てた経験を持つ親が相談支援を行う「ペアレントメンター⁴」の活用を推進します。

②関係機関の連携強化

○町内外機関の広域的な連携を図りながら、家族への助言・指導や適切な療育の情報提供等の支援を行い、早期から適切な対応に努めます。

⁴ ペアレントメンター：自閉症などの発達障がいのある子どもを育てた経験がある保護者等で、同じように発達障がいの診断を受けた子どもをもつ保護者等に対し、自身の子育ての経験から相談に応じたり、有益な情報を提供したりする支援者のこと。ペアレントは親、メンターは信頼のおける相談相手を意味する。

4-3 医療体制の充実

①医療的ケア体制の充実

- 医療機関や福祉施設との連携強化を図るとともに、子育て支援センター及び地域活動支援センターを拠点として、医療的ケアを必要とする障がい者・児の相談、情報提供サービスの強化を図ります。
- 県及び近隣自治体等と連携しながら、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの養成に取り組みます。

4-4 精神保健の推進

①こころの健康づくりの推進

- 心の健康づくりを継続的に支援するため、健康相談や訪問指導等を通じた個人への働きかけを重点的に実施するとともに、各種事業の実施により地域で支え合う体制づくりを推進します。

②相談支援の充実と窓口の周知

- 健康相談や電話相談において、心の病に対する相談を受け付けるとともに、県が設置している「精神保健福祉センター」や「ひきこもり地域支援センター」、「子どもメンタルクリニック」など、精神保健にかかる各種相談窓口の周知を図ります。

③啓発活動の推進

- 心の健康づくりのための取り組みを推進し、こころの健康相談や思春期相談等の周知を図り、啓発活動を実施していきます。

主要施策5. 安全・安心な生活環境づくり

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、地域で安全・安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになるさまざまなバリアを取り除いていくとともに、地震などの災害や犯罪、事故から守るための地域ぐるみの防災・防犯対策が重要です。

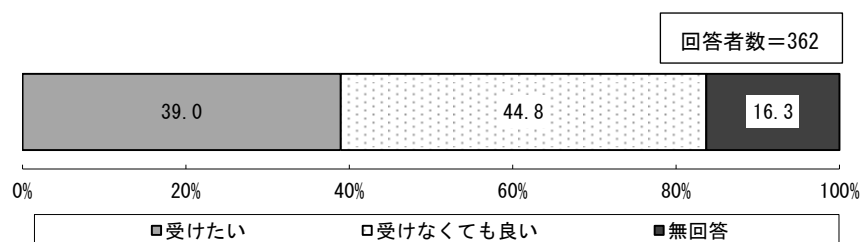
松島町では、東日本大震災を経験し、地域におけるコミュニティの大切さを再認識するとともに、災害時における障がい者の避難支援の重要性が浮き彫りになりました。その後も大雨による浸水・土砂災害への警戒など避難を必要とする自然災害が発生しており、地域住民の理解と協力を得ながら、障がいのある人が安全に避難し、安心して避難生活を送ることができる環境・体制の強化を図っていく必要があります。

アンケート調査では、4割近くの方が災害時に地域の見守りや声かけを受けたいと回答し、そのうちの半数が「動けないので協力してほしい」と答えています。また、避難所や避難生活において重要な環境として、バリアフリー化に加え、専門的な対応ができるサポーターや医療面で相談できるスタッフがいることなどが上位に来ており、障がい特性に応じた配慮やきめ細かな対応ができる避難所運営の体制づくりを図っていく必要があります。

また、震災によって生活拠点をはじめ、さまざまな環境が変化し、不安で不便な暮らしを強いられている状況が続いている人も多くいます。障がい特性に応じて安全・安心して暮らせる環境整備を早急に推進していかなければなりません。

さらに、松島町は有数の観光地として多くの観光客が訪れる町であり、障がいがあっても気軽に訪れ、安心して過ごすことのできる環境づくりを進めていく必要があります。

【大きな災害時に地域の方の見守りや声かけを受けたいと思うか】



【取り組み内容】

5-1 暮らしやすい住環境の整備

①バリアフリー化等による移動しやすい環境の整備

- 「松島町バリアフリー基本構想」に基づき、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化への重点的かつ一体的な整備を推進します。
- JR等の交通関係者、道路等の管理者、観光関係者・民間事業者等によるバリアフリー化の取り組みをします。
- 公共建築物及び町内民間観光施設等のトイレの多目的化、段差の解消等のバリアフリー化を要請し、規格認定化を図るなど障がい者にやさしい施設整備を促進します。

②安全・安心な住宅の確保

- 障がいに対応した住宅改造の助成制度について周知するとともに、住宅改造等に関する専門的な相談機会を設けます。
- 住宅入居等支援事業（地域生活支援事業）により、居住についての相談を実施します。

③外出しやすい環境整備の推進

- 全ての人が利用しやすいまちづくりを進めるために、障がい者の視点に立った町内の施設チェックを行い改善点の計画を行います。
- 交通信号や手すりの設置など交通安全施設面で、障がい者の特性に配慮した取り組みを関係機関等に働きかけます。
- 障がい者の移動の利便性を高めるため、休憩機能の確保や新たに整備する集会施設等において多目的トイレ・オストメイト対応トイレの整備を行います。
- 障がい者の移動や外出に便利な情報をわかりやすいマップ等で提供します。

5-2 移動手段の確保

①公共交通機関の利用支援

- 町営バス利用において、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により、無料で利用できることを周知します。
- 福祉タクシーの助成事業を継続して実施します。
- JR事業者、船舶運行事業者等に対しては、障がい者の利用しやすい機能整備の充実を促します。

②自家用自動車による移動の支援

- 肢体不自由者等の身体障がい者の自由な移動手段確保のため、運転免許取得費用、自動車改造費用の助成制度について利用促進を図ります。

5-3 防災対策の推進

①災害時の避難支援体制の強化

- いざというときに迅速かつ安全に避難できるよう、災害時に援護が必要な障がい者の把握と台帳づくりを進めます。
- 地域や事業所等の協力・連携のもと、一人一人の障がいの状態や生活状況に応じて安全に避難できるための支援体制の強化を図ります。
- 災害発生時において又は緊急時において、当事者と迅速かつ的確に情報が共有できるよう、障がい特性に応じた伝達体制づくりを図ります。
- 消防団の広報活動、避難誘導などの訓練を行い、支援体制を強化します。

②安全・安心な避難場所の確保

- 災害時の避難場所等において、障がい者に配慮した環境整備と医療・介護体制の確保に努めます。
- 医療機関や障がい者施設等の協力を得ながら、障がい者が安全・安心して過ごすことができる福祉避難所の確保を図ります。

③防災・減災対策の推進

- 住宅等の耐震化、備えなど、地震や風水害に強い防災基盤の整備・充実を今後も啓発していきます。
- さまざまな災害を想定した訓練を行うなど、災害発生時における迅速な判断と適切な対応が行えるための準備を推進するとともに、障がい者や家族等への積極的な参加と住民への啓発活動を行います。
- 防災・減災に向けた自主防災活動の協力体制推進を図ります。

5-4 防犯・交通安全対策の推進

①防犯・交通安全に対する意識啓発

- 関係機関と連携を図り、犯罪や交通事故に巻き込まれないための対策や行動等についての啓発活動を推進します。
- 住民に対し、安全な運転や事故防止に向けた意識啓発を行います。

②地域での見守り活動の促進

- 民生委員・児童委員や行政地区、ボランティア及び関係機関等と連携しながら、地域での安全・安心な暮らしに向けた見守り活動を促進します。

主要施策6. 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の充実

【現状と課題】

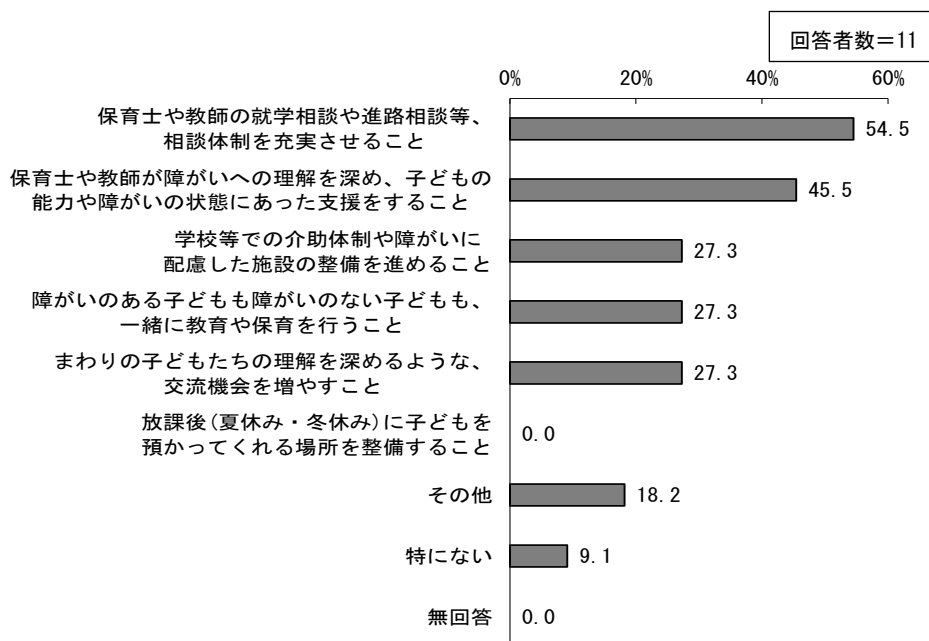
障がい児の能力や個性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加していくことができる心身を育むためには、できるだけ早い時期に一人一人の状態を把握しながら、関係機関との連携による教育を推進していくことが重要となります。また、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の「共生社会」を目指すために、「インクルーシブ教育システム⁵（包容する教育制度）」の推進が求められています。

アンケート調査では、障がいのある子どもの成長や学校生活に役立つための支援について、「保育士や教師の就学相談や進路相談等、相談体制を充実させること」、「保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった支援をすること」が上位に来ており、将来の自立に向けて一人一人が持つ個性・能力を伸ばし、活かすための専門性の高い教育・保育体制の充実が求められています。

また、障がいの状況に応じた適切な就学・就労に向けた指導については、障がいのある子どもを持つ親の思いと就学・進路の決定で相違がみられるケースもあり、本人の将来にとって最善の選択となるよう、さらなる情報共有を図りつつ、一貫した相談支援と家族等への支援の充実を図っていく必要があります。

さらに、インクルーシブ教育システムを推進するためには、合理的配慮がなされた教育環境の整備を図るとともに、地域住民の理解・協力を得ていくための取り組みを推進していく必要があります。

【障がいのある子どもの成長に役立つ学校生活や指導方法】



⁵ インクルーシブ教育システム：一人一人の多様性を尊重し、精神的・身体的能力を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的として、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。

【取り組み内容】

6-1 相談支援・就学指導体制の充実

①一貫した相談支援体制の充実

- 乳幼児期から学校卒業後を含めた生涯にわたる一貫した効果的な相談支援を進めるため、保健、福祉、医療、教育、就労分野における各関係機関による連携強化と情報共有のしくみづくりを推進します。
- 卒業後の円滑な就労支援を目的として、関係機関と連携しながら、障がいのある生徒に対するきめ細かな職業教育や就労相談体制の確立を図ります。

②適正な就学指導の推進

- 保育所・幼稚園及び学校をはじめ、各保健・医療・福祉・教育機関や相談支援事業所等との連携を深めながら、幼児・児童・生徒の教育的ニーズを一層的確に把握し、反映した特別支援教育が行われるよう、保護者の意見を聞きながら、適正な就学指導に努めます。

6-2 障がい児保育・教育の充実

①障がい児の受け入れ体制の充実

- 保育所・幼稚園等における障がい児の受け入れ体制と障がい特性に配慮した保育の充実を図ります。
- 保育士、幼稚園教諭及び保護者の障がいに対する正しい知識の習得と理解を深めるための取り組みを促進し、資質向上を図ります。

②保育所・幼稚園等における専門的支援の実施（再掲）

- 障がい児が通う保育所・幼稚園等に専門的スタッフが訪問し、障がい児及び保育士等に対して専門的な支援を行います。

6-3 特別支援教育の充実

①障がい特性に応じた教育的支援の充実

- 学習障がい⁶（LD）、注意欠陥多動性障がい⁷（ADHD）、自閉症スペクトラム障がい⁸（ASD）など、一人一人の発達段階や障がいの特性に応じた特別支援教育の充実に努めます。
- 教育・療育施設のバリアフリー化を進めるとともに、障がい特性に対応した情報機器など学習を支援する機器・設備等の整備に努めます。

②指導体制の強化

- 特別支援教育の充実のため、保健・医療・福祉・教育関係者の連携を充実します。
- 障がいに配慮した教育を実施するための職員研修の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援学校との連携等により、指導体制の強化を図ります。

③インクルーシブ教育システムの推進

- インクルーシブ教育システムの推進に向けて、地域住民の理解・協力が得られるよう、小中学校において交流・共同学習を行う等により、特別支援教育に対する更なる理解促進を図ります。

⁶ 学習障がい：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。

⁷ 注意欠陥多動性障がい：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力であったり、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

⁸ 自閉症スペクトラム障がい：自閉症、アスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障がいなど、自閉症の特性を重度から軽度まで示す一群を指す。「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、こだわり」といった特性がある。

主要施策 7. 雇用・就労・経済的自立の支援

【現状と課題】

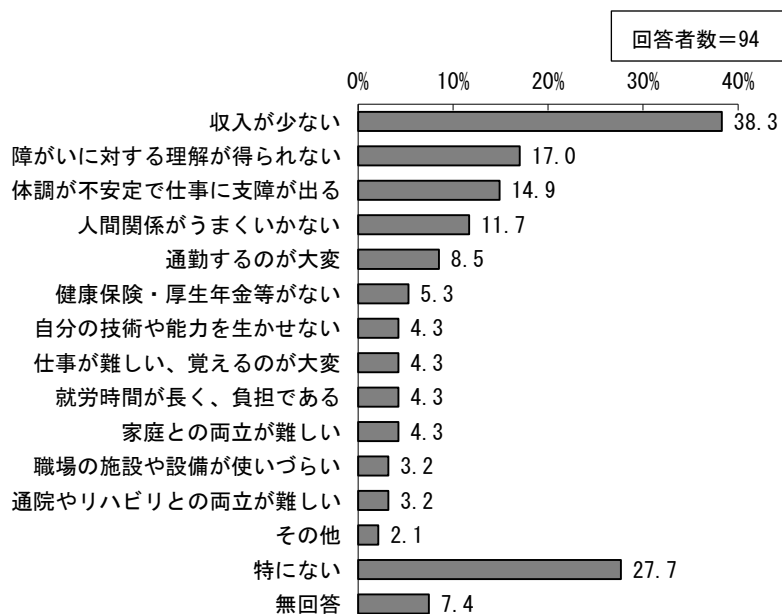
障がい者が主体的で豊かな生活を送るためには、就労などを通して精神的、経済的に自立し、自己実現を果たしていくことが大きな役割を果たします。

アンケート調査では、仕事上、困っていることや不安として、「収入が少ない」の割合が4割近くで最も高く、前回の結果と比べても大きく増加しています。「障がいに対する理解が得られない」、「体調が不安定で仕事に支障が出る」、「人間関係がうまくいかない」等の割合も高くなっています。また、現在働いていない人のうち、20歳代の全員、30・40歳代の約6割、50歳代の約4割が「働きたい」と回答しており、働く意欲を持ちつつも働くことができない障がい者も多い状況がうかがえます。働いていない理由として、「病気・障がい重い」に次いで、「働ける職場が少ない（ない）」「長時間勤めることに不安がある」、「自分が働ける条件とあわない」が上位に来ています。

こうした状況を踏まえ、経済的自立に向けて、収入の確保・向上や障がい者雇用の拡大を図るとともに、職場での理解や働き方への配慮など障がいがあっても働きやすい雇用環境づくりや就労・定着に向けたサポート体制の充実が必要です。

町内には、就労を支援する障がい福祉サービスとして、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）があり、一般就労への移行及び福祉的就労の場となっていますが、受け入れ体制にも限りがあることから、ニーズや意欲・能力に応じた多様な就労の場のさらなる充実を図っていく必要があります。

【仕事上、困っていることや不安に感じていること】



【取り組み内容】

7-1 雇用促進と就労支援の充実

①事業所への積極的な働きかけの推進

- ハローワーク塩釜(塩釜公共職業安定所)との連携を強化しつつ、企業等に対して各種雇用支援制度の周知・活用に努め、障がい者雇用の一層の促進に努めます。
- 企業に対し、障がい特性に応じた働きやすい環境の整備や短時間雇用、在宅就業等の普及・啓発、ITを活用した在宅就労支援などを働きかけ、障がい者がもっと働きやすい環境と雇用・就労形態を活用できるように努めます。
- 事業主に対し、募集や採用、賃金、配置、教育訓練等の場において、障がいがあることを理由に排除することや不利な条件とするなどの差別を禁止することや、障がい特性に応じた合理的配慮についての啓発を行います。
- 法定雇用率の引き上げや対象事業所の拡大等についての周知を図ります。

②就業・定着支援の充実

- サービス事業所や関係機関との連携強化を図り、一般就労に必要な知識や能力の習得のための訓練など、就労移行支援の充実を図ります。
- ハローワーク塩釜等の関係機関と連携して、障がい者職業相談事業の充実を図ります。
- トライアル雇用(一定期間の試行的雇用)やジョブコーチ(職業適応援助者)、職場適応訓練制度(職場環境に慣れるための訓練)など、就労支援にかかる各種制度の活用を促進し、雇用への移行と職場定着を支援します。

7-2 多様な就労の場の確保

①福祉的就労の場の充実

- サービス事業所等と連携を図りながら、障がい特性に対応した就労の場の確保・充実に努めます。

②受注の拡充等への支援

- 物品の購入や業務委託などにおいて、障害者優先調達法に基づき、松島町における障がい者就労施設等からの物品等の調達の増大を図るとともに、商品力の向上や販路拡大を支援し、受注の拡大等につなげていきます。

③関係機関等の連携・ネットワークの構築

- 町内の就労支援事業所間の連携強化とネットワーク構築を図り、障がい者の雇用・就労環境の改善と障がい特性に応じた就労支援の充実に向けた取り組みを促進します。
- 農業と福祉の連携による就労の場づくりでもある「農・福連携」を推進します。

主要施策 8. 社会参加の促進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で生きがいをもって暮らしていくためには、意欲や能力に応じた余暇活動や生きがい活動など社会参加の機会の充実が必要です。

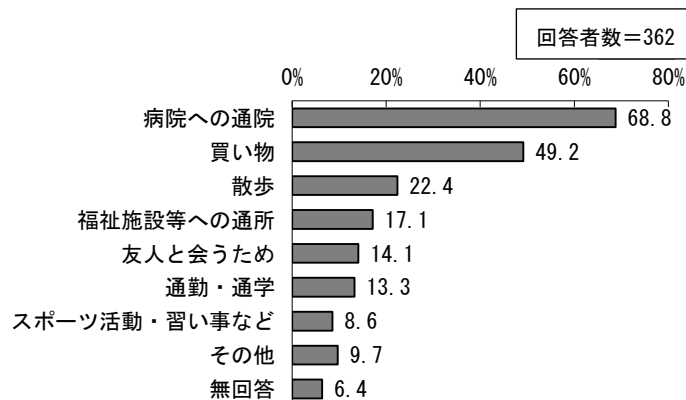
アンケート調査では、友人に会うためやスポーツ活動・習い事を目的として外出する人はそれぞれ1割程度にとどまっています。

障がい者が社会参加できる機会として、地域活動支援センターにおける生産活動や創作活動が行われているほか、福祉施設や障がい者団体等によりイベントが開催されていますが、十分な機会が提供されているとはいえない状況です。

今後は、地域活動支援センターのさらなる有効活用を図るとともに、行事・事業等の周知や障がい者でも利用しやすい運営方法の検討を行い、積極的な社会参加を促していく必要があります。

また、社会参加には、障がい特性に応じた情報提供や移動支援の充実、コミュニケーション手段の確保が不可欠です。ボランティア等の担い手を育成しながら、積極的に社会参加できるための支援体制の充実を図っていく必要があります。

【外出の目的】



【取り組み内容】

8-1 社会参加機会の拡充

①スポーツ・レクリエーション、文化活動の充実

- 公民館活動等の生涯学習推進事業を通して障がい者スポーツの普及・啓発や文化交流機会の提供に努めます。
- 関係団体等と連携しながら、スポーツ・レクリエーション、文化活動の参加機会の拡充に努めます。

②活動を支えるボランティアの確保

- 障がい者の社会参加活動を支えるためのボランティアの育成を図るとともに、各種イベント等におけるボランティア参加の促進を図ります。

③地域活動支援センターの充実

- 地域活動支援センターにおける創作や社会参加活動の充実を図ります。

④障がい者団体への支援

- 松島町身体障害者福祉協会や松島町心身障害者（児）を持つ手をつなぐ親の会などへの活動支援を行います。

8-2 情報・コミュニケーション支援の充実

①障がい特性等に配慮したアクセシビリティの向上

- 広報やインターネット等において、障がい者に配慮した掲示の工夫等、情報提供に努めます。

②ICTの活用支援の充実

- 障がい者がICT（情報通信技術）を活用し、積極的に情報を入手もしくは発信して社会参加できるよう、障がい特性に応じた情報通信機器についての情報収集・提供と利用支援を行います。

③コミュニケーション支援を担う人材の育成

- 視覚・聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する奉仕員等の養成を図るとともに、その活動の場の確保・充実に努めます。

8-3 外出・移動支援の充実

①外出・移動支援の利用促進

- 屋外における移動が困難な視覚障がい者や知的障がい者等の外出を支援するため、同行援護や行動援護、移動支援事業による外出支援の充実とその活用促進を図ります。

②外出・移動支援を担う人材・事業所の確保・充実

- ガイドヘルパーや移動支援事業者など、外出・移動を支援する人材及び事業所の確保・充実に努めます。

資料編

1 アンケート調査の設問及び集計結果

問1 この調査票にご回答いただく方は。(1つに○)

選択肢	回答数	%
本人が自分で記入	220	60.8
家族の方が記入	123	34.0
施設職員が代理で記入	2	0.6
その他	4	1.1
無回答	13	3.6
全体	362	100.0

問2 あなた(対象者ご本人)の性別は。(1つに○)

選択肢	回答数	%
男性	194	53.6
女性	160	44.2
無回答	8	2.2
全体	362	100.0

問3 平成28年11月1日現在のあなたの年齢は。(1つに○)

選択肢	回答数	%
0～6歳	0	0.0
7～12歳	3	0.8
13～15歳	3	0.8
16～18歳	1	0.3
19～29歳	17	4.7
30～39歳	20	5.5
40～49歳	22	6.1
50～59歳	42	11.6
60～64歳	20	5.5
65～69歳	53	14.6
70～74歳	23	6.4
75歳以上	155	42.8
無回答	3	0.8
全体	362	100.0

問4 あなたがお持ちの手帳について、お答えください。(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
身体障害者手帳(級)	281	77.6
療育手帳(A・B)	40	11.0
精神障害者保健福祉手帳(級)	31	8.6
持っていない	11	3.0
無回答	8	2.2
全体	362	100.0

【身体障害者手帳】

選択肢	回答数	%
1級	96	34.2
2級	48	17.1
3級	49	17.4
4級	54	19.2
5級	10	3.6
6級	8	2.8
7級	0	0.0
無回答	16	5.7
全体	281	100.0

【療育手帳】

選択肢	回答数	%
A	5	12.5
B	34	85.0
無回答	1	2.5
全体	40	100.0

【精神障害者保健福祉手帳】

選択肢	回答数	%
1級	4	12.9
2級	13	41.9
3級	8	25.8
無回答	6	19.4
全体	31	100.0

問5 あなたには、どのような障がいがありますか。(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
目が不自由(視覚障がい)	25	6.9
耳が不自由(聴覚障がい・平衡機能障がい)	33	9.1
言葉が不自由(音声・言語・そしゃく障がい)	23	6.4
手足が不自由(上肢、下肢障がい・体幹機能障がい・運動機能障がい)	138	38.1
心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸等の障がい(内部障がい)	114	31.5
免疫機能障がい	1	0.3
知的障がい	37	10.2
精神障がい	31	8.6
発達障がい	7	1.9
高次脳機能障がい	8	2.2
その他	16	4.4
無回答	15	4.1
全体	362	100.0

問6 あなたのお住まいの地区は。(1つに○)

選択肢	回答数	%
松島地区	44	12.2
高城地区	96	26.5
本郷地区	30	8.3
磯崎地区	86	23.8
手樽地区	12	3.3
北小泉地区	7	1.9
下竹谷地区	11	3.0
上竹谷地区	4	1.1
幡谷地区	28	7.7
根廻地区	7	1.9
初原地区	25	6.9
桜渡戸地区	3	0.8
松島町外	4	1.1
無回答	5	1.4
全体	362	100.0

問7 あなたが現在暮らしている場所はどこですか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
自宅	289	79.8
借家	19	5.2
みなし仮設住宅(民間賃貸住宅・公営住宅等)	22	6.1
グループホームまたはケアホーム	7	1.9
障がい者(児)入所施設	3	0.8
介護保険施設	10	2.8
病院(長期入院中)	2	0.6
その他	7	1.9
無回答	3	0.8
全体	362	100.0

問7 付問 「1.」～「3.」に○をした方にうかがいます。現在、誰と暮らしていますか。

(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
いない(ひとり暮らし)	31	9.4
夫もしくは妻	172	52.1
親	77	23.3
子ども	137	41.5
親せき	0	0.0
その他	37	11.2
無回答	3	0.9
全体	330	100.0

問8 ふだんの暮らしで困っていることは、どんなことですか。(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
身の回りの介助や支援をしてくれる人がいない	16	4.4
いっしょに暮らす人がいない	13	3.6
適当な働き口がない	27	7.5
十分な収入が得られない	62	17.1
移動手段がない	39	10.8
趣味や生きがいを持ってない	38	10.5
生活をするうえで必要な情報を得られない	20	5.5
自分の健康や体力に自信がない	149	41.2
必要な保健・医療・福祉サービスが受けられない	13	3.6
隣人等との関係	14	3.9
家族等介助者の健康状態が不安	63	17.4
その他	27	7.5
特に困っていることや不安に思うことはない	100	27.6
無回答	29	8.0
全体	362	100.0

問9 あなたは日中、主にどのように過ごしていますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
保育所・幼稚園に通っている	0	0.0
通園施設に通っている	1	0.3
特別支援学校に通っている	2	0.6
小・中学校の特別支援学級に通っている	6	1.7
小・中学校の通常学級や高校・大学・専門学校等に通っている	2	0.6
会社・店等で働いている	38	10.5
施設や作業所で働いている	29	8.0
自分で事業や商売をしている(漁業、農業等も含む)	11	3.0
家業を手伝っている(漁業、農業等も含む)	11	3.0
自宅で内職をしている	5	1.4
家事や子育てをしている	19	5.2
病気・障がい等の治療をしている	59	16.3
リハビリを受けている	19	5.2
デイサービスやデイケアに行っている	36	9.9
とくに何もしていない	62	17.1
乳幼児であるため、家にいる	0	0.0
その他	22	6.1
無回答	40	11.0
全体	362	100.0

問10 問9で「1.」～「5.」のいずれかに○をした方にうかがいます。

学校等での生活や支援方法等、どのようになれば、障がいのある子どもの成長や学校生活に役立つと思いますか。(主なもの3つまでに○)

選択肢	回答数	%
保育士や教師の就学相談や進路相談等、相談体制を充実させること	6	54.5
保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった支援をすること	5	45.5
学校等での介助体制や障がいに配慮した施設の整備を進めること	3	27.3
障がいのある子どもも障がいのない子どもも、一緒に教育や保育を行うこと	3	27.3
まわりの子もたちの理解を深めるような、交流機会を増やすこと	3	27.3
放課後(夏休み・冬休み)に子どもを預かってくれる場所を整備すること	0	0.0
その他	2	18.2
特にない	1	9.1
無回答	0	0.0
全体	11	100.0

問11 問9で「6.」～「10.」のいずれかに○をした方にうかがいます。

仕事上、困っていることや不安に感じていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
職場の施設や設備が使いづらい	3	3.2
障がいに対する理解が得られない	16	17.0
自分の技術や能力を生かせない	4	4.3
仕事が難しい、覚えるのが大変	4	4.3
就労時間が長く、負担である	4	4.3
体調が不安定で仕事に支障が出る	14	14.9
人間関係がうまくいかない	11	11.7
収入が少ない	36	38.3
健康保険・厚生年金等がない	5	5.3
通勤するのが大変	8	8.5
通院やリハビリとの両立が難しい	3	3.2
家庭との両立が難しい	4	4.3
その他	2	2.1
特にない	26	27.7
無回答	7	7.4
全体	94	100.0

問12 問9で「11.」～「15.」のいずれかに○をした方にうかがいます。今後、働きたいと思えますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
働きたい	26	13.3
働きたいと思わない	105	53.8
無回答	64	32.8
全体	195	100.0

問12 付問 現在、働いていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
病気・障がいが多い	12	46.2
働ける職場が少ない(ない)	10	38.5
自分が働ける条件とあわない	6	23.1
長時間勤めることに不安がある	8	30.8
働くために何をすればよいかわからない	2	7.7
その他	6	23.1
無回答	0	0.0
全体	26	100.0

問13 あなたは、どのくらいの頻度で外出しますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
ほぼ毎日	95	26.2
週に2~3回	115	31.8
月に2~3回	66	18.2
年に数回	23	6.4
その他	25	6.9
無回答	38	10.5
全体	362	100.0

問14 あなたの外出の目的は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
通勤・通学	48	13.3
福祉施設等への通所	62	17.1
買い物	178	49.2
病院への通院	249	68.8
スポーツ活動・習い事など	31	8.6
友人と会うため	51	14.1
散歩	81	22.4
その他	35	9.7
無回答	23	6.4
全体	362	100.0

問15 外出する際に困ることはどんなことですか。(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
交通機関が利用しにくい	78	21.5
道路や建物で段差や階段が多い	72	19.9
外出先でのトイレが不自由	48	13.3
車が多く、道路の横断が不安	41	11.3
タクシー代等の経費がかかる	72	19.9
介助者がいない	16	4.4
その他	29	8.0
特になし	135	37.3
無回答	41	11.3
全体	362	100.0

問16 あなたには現在、利用している障害福祉サービス・生活支援サービスがありますか。

(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
居宅介護	19	5.2
行動援護	1	0.3
同行援護	4	1.1
生活介護	42	11.6
自立訓練(機能訓練)	15	4.1
自立訓練(生活訓練)	10	2.8
宿泊型自立訓練	3	0.8
就労移行支援	1	0.3
就労継続支援A型	5	1.4
就労継続支援B型	16	4.4
療養介護	6	1.7
短期入所	23	6.4
グループホーム	9	2.5
施設入所支援	8	2.2
日常生活用具給付	27	7.5
訪問入浴サービス	8	2.2
移動支援	4	1.1
コミュニケーション支援	0	0.0
ガイドヘルパー派遣	1	0.3
日中一時支援	7	1.9
地域活動支援センター	4	1.1
声の広報	5	1.4
相談支援	13	3.6
放課後等デイサービス	1	0.3
児童発達支援	1	0.3
利用していない	185	51.1
無回答	47	13.0
全体	362	100.0

問 16 付問 サービスを利用している方にうかがいます。

利用しているサービスの日数や時間は十分ですか。また、不便な点はありますか。

(主なサービスを2つまで選び、①、②のそれぞれ1つに○)

	①日数・時間					②不便な点		
	十分足り ている	まあまあ 足りてい る	あまり足 りていな い	まったく 足りてい ない	無回答	ある	ない	無回答
1 居宅介護	5 41.7	7 58.3	0 0.0	0 0.0	0 -	0 0.0	7 100.0	5 -
2 行動援護	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 -	0 0.0	1 100.0	0 -
3 同行援護	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0	1 -	1 100.0	0 0.0	3 -
4 生活介護	17 53.1	11 34.4	3 9.4	1 3.1	0 -	5 23.8	16 76.2	11 -
5 自立訓練(機能訓練)	3 33.3	6 66.7	0 0.0	0 0.0	1 -	1 14.3	6 85.7	3 -
6 自立訓練(生活訓練)	3 50.0	2 33.3	1 16.7	0 0.0	0 -	2 66.7	1 33.3	3 -
7 宿泊型自立訓練	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 -	0 0.0	1 100.0	0 -
8 就労移行支援	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 -	0 0.0	0 0.0	1 -
9 就労継続支援A型	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 -	0 0.0	1 100.0	2 -
10 就労継続支援B型	9 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 -	0 0.0	7 100.0	2 -
11 療養介護	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 -	0 0.0	0 0.0	1 -
12 短期入所	4 40.0	5 50.0	1 10.0	0 0.0	1 -	2 50.0	2 50.0	7 -
13 グループホーム	4 66.7	2 33.3	0 0.0	0 0.0	0 -	0 0.0	4 100.0	2 -
14 施設入所支援	2 50.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 -	2 50.0	2 50.0	0 -
15 日常生活用具給付	8 72.7	2 18.2	1 9.1	0 0.0	0 -	0 0.0	6 100.0	5 -
16 訪問入浴サービス	3 75.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 -	0 0.0	2 100.0	2 -
17 移動支援	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 -	0 0.0	1 100.0	0 -
18 コミュニケーション支援	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 -	0 0.0	0 0.0	0 -
19 ガイドヘルパー派遣	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 -	0 0.0	0 0.0	0 -
20 日中一時支援	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 -	1 50.0	1 50.0	1 -
21 地域活動支援センター	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	1 -	1 33.3	2 66.7	0 -
22 声の広報	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 -	0 0.0	0 0.0	1 -
23 相談支援	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 -	0 0.0	3 100.0	0 -
24 放課後等デイサービス	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 -	0 0.0	1 100.0	0 -
25 児童発達支援	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 -	0 0.0	0 0.0	0 -

問17 あなたには現在、利用したくても、利用できない障害福祉サービス・生活支援サービスがありますか。ある場合、そのサービス名と利用できない理由をご記入ください。

選択肢	回答数	%
ある	13	3.6
ない	146	40.3
無回答	203	56.1
全体	362	100.0

問18 町役場の窓口や相談支援事業所等で相談することについてうかがいます。

(1) 町役場の窓口や相談支援事業所は、気軽に相談できますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
気軽に相談できる	144	39.8
時間や手間はかかるが、相談に応じてもらえる	50	13.8
相談しづらい	81	22.4
無回答	87	24.0
全体	362	100.0

(2) 問18(1)で「3.」に○をした方にうかがいます。

相談しづらい理由は何だと思えますか。(最もあてはまるもの1つに○)

選択肢	回答数	%
人目が気になるから	26	32.1
1カ所で相談を終えることが少ないから	6	7.4
相談内容を伝えるために介助が必要だから	6	7.4
窓口での対応が不親切だから	14	17.3
その他	22	27.2
無回答	7	8.6
全体	81	100.0

問19 あなたには、気軽に相談できる相手がありますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
いる	214	59.1
いない	70	19.3
無回答	78	21.5
全体	362	100.0

問20 あなたには、健康状態や障がいについて安心して相談できる医師はいますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
いる	278	76.8
いない	51	14.1
無回答	33	9.1
全体	362	100.0

問21 あなたには、医療に関して、困った経験や現在困っていることがありますか。

(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
通院等を助けてくれる人がいない	12	3.3
治療を受けることのできる病院が地域にない	62	17.1
医師や看護師に症状をうまく伝えられない	36	9.9
病気や治療の仕方、薬等についての十分な説明がない	4	1.1
障がいを理由に治療を断られたり、治療を受けられなかったりしたことがある	8	2.2
口が開かなくて、歯科の治療がむずかしい	4	1.1
どのようにすれば自分にあった治療を受けられるのかわからない	19	5.2
その他	28	7.7
特に困ったことはない	173	47.8
無回答	61	16.9
全体	362	100.0

問22 あなたは、ふだんの暮らしの中で、障がいのある人への差別や偏見があると感じますか。

(1つに○)

選択肢	回答数	%
あると感じている	70	19.3
感じたことはないが、あると思う	107	29.6
特に感じることはない	151	41.7
無回答	34	9.4
全体	362	100.0

問22 付問 「1.」または「2.」に○をした方にうかがいます。

差別や偏見をどのような場合に感じますか(又は差別や偏見があると思いますか)。

(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
教育の機会	6	3.4
仕事や収入	51	28.8
近所づきあい、地域の行事や集まり	32	18.1
施設・病院職員の対応や態度	16	9.0
店での扱いや店員の態度	18	10.2
まちなかでの人の視線	61	34.5
交通機関や建物が障がいのある人の利用に配慮されていないこと	63	35.6
行政職員の対応や態度	15	8.5
その他	13	7.3
無回答	21	11.9
全体	177	100.0

問23 あなたは、まちなかや地域で人と接するとき、どのようなことを期待しますか。

(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
まちで困っているときには積極的に手助けしてほしい	80	22.1
声をかけたら手助けしてほしい	93	25.7
ふだんから話し相手として交流したい	39	10.8
特別視せずに同等の立場で、ともに働き、遊ぶ仲間として接してほしい	37	10.2
病気・障がいを理解してほしい	115	31.8
どのように接してもらいたいかわからない	23	6.4
その他	6	1.7
特に必要なことはない	91	25.1
無回答	55	15.2
全体	362	100.0

問24 あなたは、日常生活自立支援事業（まもり一歩）、成年後見制度のどちらかについて知っていますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
利用している(いた)ので、内容も知っている	11	3.0
利用していないが、制度の内容は知っている	83	22.9
あまりよく知らない	103	28.5
全く知らない	124	34.3
無回答	41	11.3
全体	362	100.0

問25 あなたは、今後大きな災害時に地域の方の見守りや声かけを受けたいと思いますか。

(1つに○) また、その理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
受けたい	141	39.0
受けなくても良い	162	44.8
無回答	59	16.3
全体	362	100.0

【受けたい理由】

選択肢	回答数	%
家族や親せき等の見守り等が受けられない	23	16.3
動けないので協力して欲しい	73	51.8
避難所がどこかわからない	36	25.5
その他	22	15.6
無回答	12	8.5
全体	141	100.0

【受けなくてもよい理由】

選択肢	回答数	%
自分で避難等ができる	127	78.4
障がいがあることを知られたくない	10	6.2
その他	23	14.2
無回答	10	6.2
全体	162	100.0

問26 障がい者にとって、避難所や避難生活において、どのような環境が重要であると思いますか。(主なもの3つまでに○)

選択肢	回答数	%
バリアフリー化されていること	137	37.8
障がい者が優先的に利用できるような配慮があること	89	24.6
障がい者のみが利用できる避難所があること	41	11.3
意志伝達や情報提供等での工夫がなされていること	60	16.6
障がいに応じた物品が手配されること	73	20.2
専門的な対応ができるサポーターやボランティアがいること	105	29.0
本人に慣れている支援スタッフがいること	65	18.0
医療面で相談できるスタッフがいること	100	27.6
顔見知りの近所の方や親せき等がいること	79	21.8
できるだけ環境の変化がないこと	75	20.7
その他	11	3.0
無回答	55	15.2
全体	362	100.0

問27 東日本大震災の前と比べて大きく変わったことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

選択肢	回答数	%
心身の状態が悪化した	49	13.5
生活に必要なものが少なくなり、暮らしにくくなった	38	10.5
介助者が被災し、福祉サービスに頼ることが多くなった	11	3.0
福祉サービスや医療サービスが利用できなくなった	3	0.8
働くことができなくなった	22	6.1
生きがいや楽しみがなくなった	36	9.9
外出や人との交流が少なくなった	48	13.3
震災をきっかけに地域社会との交流や社会活動の機会が増えた	15	4.1
特に大きな変化はない	178	49.2
その他	14	3.9
無回答	49	13.5
全体	362	100.0

問28 あなたにとって松島町は暮らしやすいまちだと思いますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
とても暮らしやすいまちだと思う	31	8.6
どちらかという暮らしやすいまちだと思う	154	42.5
どちらかという暮らしにくいまちだと思う	52	14.4
暮らしにくいまちだと思う	28	7.7
わからない	55	15.2
無回答	42	11.6
全体	362	100.0

問29 あなたはこれからも、このまちで暮らしたいと思いますか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
はい	250	69.1
いいえ	11	3.0
わからない(不安がある)	70	19.3
無回答	31	8.6
全体	362	100.0

問29 付問 「1。」に○をした方にうかがいます。

このまちでどのような生活を送りたいとお考えですか。(1つに○)

選択肢	回答数	%
ひとり暮らしがしたい	11	4.4
自宅で家族や親せきと暮らしたい	71	28.4
気のあう友人や知人と暮らしたい	3	1.2
グループホームで暮らしたい	9	3.6
このままの生活を送りたい	142	56.8
その他	2	0.8
わからない	7	2.8
無回答	5	2.0
全体	250	100.0

問30 暮らしやすいまちにしていくためには、何が必要だと思いますか。

(主なもの3つまでに○)

選択肢	回答数	%
一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援体制が充実していること	116	32.0
在宅の福祉サービスが充実していること	93	25.7
グループホーム等が整備されていること	42	11.6
ボランティア活動が活発に行われていること	22	6.1
地域や隣近所の人との障がい者や障がいに対する理解が深まること	61	16.9
障がい者同士や地域住民との交流機会が多いこと	32	8.8
障がい者に配慮した生活基盤(住宅、交通、施設等)が整備されていること	145	40.1
働く場や生きがいのある生活を送ることができること	58	16.0
障がい者がまちづくりに積極的に参加すること	17	4.7
障がい者に配慮した経済的な支援の充実	132	36.5
その他	4	1.1
わからない	33	9.1
無回答	41	11.3
全体	362	100.0

2 松島町障害福祉自立支援推進委員会設置要綱

(松島町告示第211号)

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に規定する障害者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画の策定に民意を反映させ、当該計画を適正に実施することを目的とし、松島町障害福祉自立支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する事項
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

2 委員会は、検討の結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉サービス利用者の代表
- (2) 障害者自立支援に関し学識又は経験を有する者
- (3) 障害福祉サービスに関する事業に従事する者
- (4) 障害福祉ボランティア等

3 委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(意見等の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、町の職員等に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課福祉班において処理する。

附 則 (平成18年松島町告示第211号)

この要綱は、平成18年12月4日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

3 松島町障害福祉自立支援推進委員会委員名簿

平成28年度 委員名簿

NO.	氏名	備考
1	片倉 誠之助	サービス事業従事者
2	西村 真希	サービス事業従事者
3	神童 みえ子	サービス事業従事者
4	大山 敦子	サービス事業従事者
5	佐藤 楨子	サービス利用者代表
6	千葉 令子	サービス利用者代表
7	若張 まさ子	サービス利用者代表
8	丹野 壽子	サービス利用者代表
9	千葉 圭子	学識経験者
10	櫻井 俊太郎	学識経験者

平成29年度 委員名簿

NO.	氏名	備考
1	片倉 誠之助	サービス事業従事者
2	佐野 篤	サービス事業従事者
3	阿部 佐和子	サービス事業従事者
4	大山 敦子	サービス事業従事者
5	佐藤 楨子	サービス利用者代表
6	引地 晃子	サービス利用者代表
7	若張 まさ子	サービス利用者代表
8	丹野 壽子	サービス利用者代表
9	平出 絵理	学識経験者
10	櫻井 俊太郎	学識経験者

4 用語集

あ 行

ICT

情報通信技術のこと。Information and communication technology の略称であり、2000年代前半までは IT がほぼ同じ意味で使われていた。国際的には ICT が広く使われており、日本でも ICT が併用されるようになってきている。総務省の「IT 政策大綱」は 2004 年から「ICT 政策大綱」に名称変更された。

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

アスペルガー症候群

自閉症の 1 つのタイプ。広汎性発達障がいの中で知的障がいを伴わない。①社会性障がい、②コミュニケーションの障がい、③想像力の障がいとそれに基づく行動の障がいをもつが、言語発達の遅れは少ないため、障がいがあることが分かりにくい。成長とともに不器用さがはっきりすることが特徴。

医療的ケア

たんの吸引や経管栄養など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。

インクルーシブ教育システム

一人一人の多様性を尊重し、精神的・身体的能力を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的として、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。

インクルージョン

本来「包含、包み込む」ことを意味し、障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、地域住民を包み込んだ共生社会を目指すものをいう。

オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどにより臓器に障がいを負い、腹部に人工的に排泄のための孔(ラテン語でストーマ)を造設している人のこと。

か 行

ガイドヘルパー

視覚障がいや全身性障がい、知的障がい等により単独で外出が困難な障がい者が、日常生活や社会参加のために必要な外出や移動する際に、付き添って支援する人のこと。

学習障がい（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。

高次脳機能障がい

交通事故などによる外傷性脳損傷や脳血管障がいなどにより、失語、記憶障がい、判断・遂行障がい、認知障がいなどの後遺症が生じ、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する障がいとされている。器質性精神障がいとして、精神障がいに分類されている。

更生医療

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療のこと。平成18年4月からは、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、自立支援医療の一つとして位置づけられている。

行動援護

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスで、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行うもの。

広汎性発達障がい

相互的な対人関係技能、意思伝達能力の質的障がい、常同的で限定された行動、興味、関心の様式など、その者発達水準や精神年齢に比して明らかに偏っている行動特徴をもつ。アスペルガー症候群などが含まれる。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除き、教育や就業、社会活動等において平等に参加できるよう、状況に応じて行われる配慮で、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

さ 行

サービス等利用計画

障害福祉サービスを利用する全ての障がい者を対象に、支給決定を行う際に作成する利用計画。平成24年度から対象者を段階的に拡大し、平成26年度までにすべての対象者について実施することとなっている。

肢体不自由

身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあること。身体障害者福祉法における障がいの分類では最も対象者が多い。

自閉症

脳機能障がいが原因でコミュニケーションの困難を示す障がい。遅くとも3歳までに発症するとされる。その特徴として、言語能力が低く、相手の心情を察することが苦手であることや感覚刺激や手順などに強いこだわりや固執を示すことなどがあげられる。

自閉症スペクトラム障がい

自閉症、アスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障がいなど、自閉症の特性を重度から軽度まで示す一群を指す。「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、こだわり」といった特性がある。

就労移行支援

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスで、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通して企業などへの雇用又は在宅就労などが見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うもの。

就労継続支援（A型）

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスで就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの。

就労継続支援（B型）

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスで、企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うもの。

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障がい者の擁護者に対する支援等に関する法律）

虐待によって障がいのある人の権利や尊厳が脅かされることを防ぐ法律。暴力だけでなく、身体的・性的・心理的・社会的虐待のほかにも放棄・放任（ネグレクト）も虐待に含まれる。

障害者基本法

障がい者施策の基本を定めた法律。障がい者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とし、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者福祉にかかわる施策の基本となる事項を定めているもの。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消することを目的とした法律。障がい者に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けています。

障害支援区分

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すもの。この度合いに応じて障がい者・児が必要とする障害福祉サービスの支給量の上限が定められている。平成25年の障害者自立支援法の見直しの中で「障害程度区分」から「障害支援区分」に変更となった。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

平成24年に、障害者自立支援法を改正して成立。障がい者の範囲に難病等を追加し、難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含められるようになりました。

障害者優先調達推進法

障害者就労施設等で就労する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的に、平成25年4月に施行された法律。

ジョブコーチ(職業適応援助者)

障がい者等が、職場に適応することを容易にするため、職業習慣の確立や同僚への障がい特性に関する理解の促進を図るもの。事業所に派遣するジョブコーチ派遣制度がある。

自立支援協議会

障がい者の地域における自立生活を支援していくため関係機関・団体、障がい者・その家族、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同で設置しています。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などの人で、判断力が十分でない場合に、その人を保護し支援するための制度。成年後見人は、家庭裁判所が最も適任と思われる人を選任する。

た 行

地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援すること。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられている。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力であるなど、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

同行援護

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスで、視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排泄・食事等の介護などを行うもの。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通して必要な支援を行うもの。

トライアル雇用

一定期間の試行的雇用。障がい者雇用をためらっている事業所に対して、試行雇用の形での受け入れを要請し、本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけづくりを進めるもの。

な 行

内部障がい

内臓機能の障がい。身体障害者福祉法では心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の機能障がいとH I Vによる免疫機能障がいで、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度のことをいう。見た目には健康な人と変わりがないため、理解を得にくい。

難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。難病の中でも「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」において、医療費助成の対象とする疾患のことを指定難病といい、平成29年4月1日時点で330の疾病が指定されている。

は 行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差の解消や手すりの設置といったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられている。

福祉的就労

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な人に対し、働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けて訓練を行うサービスのこと。

ペアレントメンター

自閉症などの発達障がいのある子どもを育てた経験がある保護者等で、同じように発達障がいの診断を受けた子どもをもつ保護者等に対し、自身の子育ての経験から相談に応じたり、有益な情報を提供したりする支援者のこと。ペアレントは親、メンターは信頼のおける相談相手を意味する。

や 行

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、国籍の違いや障がいの有無・状態等にかかわらず、誰もが利用しやすいデザインのこと。

ら 行

ライフステージ

人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。

リハビリテーション

疾病や障がいによって失った生活機能の回復を図るための専門的技術および体系のこと。医学的、心理的、職業的、社会的各分野の幅広い取り組みにより、社会的自立と普通の市民生活の享受が最終的な目標となる。

松島町障がい者計画（第 3 期）

発行：平成 30 年 3 月

発行者：宮城県松島町

編集：松島町町民福祉課

〒981-0215

宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一 19 番地の 1

TEL 022-354-5706 FAX 022-353-2041

